

平成20年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成20年12月11日～12日

場 所 第3委員会室

平成20年12月11日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正  
予算（第2号）

○議案第29号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第30号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第31号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第37号 職員の給与に関する条例等の一  
部を改正する条例

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査

○その他報告事項

- ・犯罪被害者支援の現状について
- ・宮崎県教育振興基本計画の策定方針について
- ・宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理  
及び執行の状況の点検及び評価について
- ・「宮崎県特別支援学校総合整備計画（案）」の  
概要について
- ・「延岡総合特別支援学校（仮称）」基本構想  
（案）の概要について
- ・宮崎県スポーツ振興基本計画改定案について
- ・平成20年度児童生徒の体力・運動能力調査結果  
について
- ・平成20年度各事業の事業実績について

出席委員（9人）

委員 長 押川 修一郎  
副委員 長 松村 悟郎  
委員 員 福田 作弥

委員 井本 英雄  
委員 萩原 耕三  
委員 太田 清海  
委員 凶師 博規  
委員 田口 雄二  
委員 川添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相浦 勇二  
警務部長 橋本 昌典  
警務部参事官兼  
首席監察官 富山 和年  
生活安全部長 椎葉 今朝邦  
刑事部長 松尾 清治  
交通部長 中原 雅男  
警備部長 柄本 重敏  
警務部参事官兼  
会計課長 永野 文章  
警務部参事官兼  
警務課長 長友 重徳  
生活安全部参事官兼  
生活安全企画課長 松木 左都夫  
総務課長 宮下 貴次  
少年課長 柏田 和彦  
交通規制課長 湯地 幸一  
運転免許課長 大町 正行

教育委員会

教育長 渡辺 義人  
教育次長  
（総括） 一原 則幸  
教育次長  
（教育政策担当兼  
全国高等学校総合  
文化祭推進室長） 寺田 建一

教育次長 (教育振興担当)	満丸洋一
総務課長	金丸政保
政策企画監	吉村久美子
財務福利課長	井上 貴
学校政策課長	黒木正彦
学校支援監	二見俊一
特別支援教育室長	瀬川健治
教職員課長	堀野 誠
生涯学習課長	勢井史人
スポーツ振興課長	得能 剛
全国スポーツ・レクリ エーション祭推進室長	川井田和人
文化財課長	清野 勉
人権同和教育室長	厨子 透

企業局

企業局長	日高幸平
副局長 (総括)	久保哲博
副局長 (技術)	清水文隆
総務課長	岡田英治
経営企画監	本田 博
工務課長	郷田五男
電気課長	相葉利晴
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	吉田拓郎

○押川委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑につきましては、執行部説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 昨日まで5日間一般質問ということで、私も数問対応させていただきました。大変、御苦労さまでございました。

師走を迎えまして、比較的平穏に県下の治安は推移しておりますけれども、最後の締めということで、安心して県民の皆様が新年をお迎えになられますよう、今、年末特別警戒時期ということで、県下の警察職員一丸となって仕事をしていますところでございます。引き続き、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、その他報告ということで、犯罪被害者支援の現状につきまして、担当の警務部長から御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくよろしくお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、報告事項について御説明させていただきたいと思っております。本日は、犯罪被害者支援の現状についてという報告事項でございます。

御案内のとおり、最近の全国における犯罪情勢というのは、茨城県土浦市や東京都秋葉原における通り魔殺人事件の発生など、いとも簡単

にとうとい命が奪われる事件が発生しております、いつ、自分や家族にこのような事件の被害が降りかかってくるかわからないというような、こういう不透明な時代になっているところがございます。国民のだれもが安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪を予防するにとどまらず、犯罪被害を受けた方々が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく受けられるようにするということが何よりも重要であると考えております。

警察におきましては、昭和56年に、「犯罪被害者等給付金支給法」というものが施行されました。これは経緯を見てみますと、昭和49年の三菱重工爆破事件というのがありまして、過激派によるテロのようなものですけれども、このとき多くの方が亡くなって、労災なんかで対応できないような被害者が非常にたくさん生まれたと、こういったことを契機としまして、犯罪被害者に対する給付金を支給するという法律が昭和56年にできており、こういった形で、これを第一歩として、犯罪被害者支援が始まったということでございます。その後、平成8年になりますけれども、これはその前年の平成7年にはオウム真理教のサリン事件等々ございまして、これもまた罪のない人が被害に遭われたということもございました。

こういった状況の中で警察庁においては、被害者対策要綱というものをつくりまして、被害者対策が警察本来の業務であるということをも明確にしたと、加えて、少し後になりますけれども、平成13年には、先ほど昭和56年につくった犯罪被害者等給付金支給法を改正いたしまして、給付金の額の拡充等々を図ってきたというところでございます。

また、政府全体の取り組みですけれども、その後、例えば山一証券の弁護士の御夫人が恨みを買って殺されるとか、もしくは光市の母子殺害事件等々、いわゆるそういう悲惨な事件がございました。そういった中で、やはり犯罪被害者に対する総合的な取り組みを行っていかなくちゃならないという機運の高まりがございまして、平成17年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が制定されまして、同法に基づいて基本計画というものもできております。

その基本計画の中には、これから御説明いたします「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」という形での、その前に犯罪被害者支援の施策の拡充みたいな話であるとか、多少昨今出ておりますけれども、刑事裁判への犯罪被害者の参加制度のような話とか、そういったものがこの計画に盛り込まれているところでございます。

本日、まず最初に、この資料に基づき説明する第1というのは、ただいま説明いたしました、昭和56年に施行された犯罪被害者等給付金支給法というものが平成20年に改正されたという内容でございます。警察庁では、基本計画に基づく検討会の提言を踏まえまして、犯罪被害給付制度をもっと拡充すべきではないかと、それから、民間支援団体の自主的な活動を促進すべきではないか、そして、犯罪被害者の支援に関する広報啓発活動をより一層推進すべきではないかと、こういった観点から、今般、一部法律を改正したということございまして、その改正された法律の名前は、ここにありますとおり、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」ということございまして、これは本年の7月1日から施行されております。

この改正の概要でございますけれども、まず、法律の題名、目的を変えております。法律の題名はもともとは先ほどから申し上げており、犯罪被害者等給付金支給法という、まさに給付金を支給するための手続のようなことが書いてある法律でございましたけれども、それが犯罪被害者の支援につながるものであるということを確認するため、法の題名は「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」というふうに改正をいたしまして、法律の第1条に書いてある目的においても、もともとが「犯罪被害等の早期の軽減に資すること」とありましたけれども、これを「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」という形に変わっているというところでございます。

2つ目ですけれども、それでは、この法律で具体的に何が変わったかということでございますけれども、1つは、犯罪被害給付制度を拡充するというところで、亡くなった方の遺族に対する給付金をこれまで1,573万円が上限でありましたけれども、これを2,964万円に引き上げること、加えて、今度は障害給付金、被害に遭って、幸いにして亡くなりはしなかったけれども、いろんな障がいを負ってしまったと、こういった場合における障害給付金でございますけれども、これまでは1,849万円を最高額としておりましたけれども、これを3,974万円に引き上げるといったようなことでございます。さらに、休業損害等々が発生した場合についても、一定額の加算を行うというようなことを今回の法律改正で行っております。

さらに、3点目でございますけれども、犯罪被害者等に支援を行う民間支援団体の活動を積極的に促進しようということはこの法律でう

たっております。こういうような犯罪被害者の援助というものは、単に警察のみならず、民間における支援というものもございます。そういった役割もますます重要になっております。そういった民間支援団体の活動を積極的に促進するために、都道府県公安委員会は必要な助言・指導を実施するように努めなきゃならないという努力義務もございまして、また、国家公安委員会においても、全国的なネットワークに対して指導や助言を行っていくという努力義務が明記されたというものでございます。

さらに、4点目でございますけれども、やはりこういった犯罪被害者に対する支援をやっていくためには、国民・県民の理解を得ることが何よりも重要ということでございまして、そのための広報啓発活動もそれぞれの立場、公安委員会、都道府県警察の本部長、警察署長等々でございますけれども、それぞれの立場で積極的にやらなくちゃいけないという、こういう努力義務もこの法律上課せられたということでございます。これがまずことし7月1日に施行された法律の改正概要でございます。

それでは、一体、県内でどんなことをやっているのかということをお第2以降で説明いたしたいと思っております。

第2の、県内における犯罪被害給付制度の運用状況ということでございますけれども、まさに被害に遭われた方々に対する給付金の支給が実は平成18年、19年には県内においてこの表にありますとおり、申請件数は18年度9件、裁定は5件、平成19年は7件、裁定件数12件というふうになっておまして、累計いたしますと、昭和56年にこの制度が始まって以来、137件を裁定いたしまして、総額2億8,600万円を支給しているというのがこれまでの累計でございます。

御記憶にある方もいらっしゃるかと思えますけれども、例えば、平成18年に延岡市において、通り魔殺人事件が発生いたしました。このとき亡くなった方の御遺族に対しましては遺族給付金を支給したり、重傷を負われた御本人に対しては、治療費相当分を重傷病給付金として支給していると、こんなこともやっているところがございます。

今後とも、犯罪被害に遭われ、給付の対象となられた方々に対しましては、このような制度を確実にお知らせをして、申請がなされた場合には、迅速かつ適正な裁定に努めて、被害の軽減に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、こういったような金銭的な給付というものの以外にも、第3にありますような各種の支援を行っているところがございます。

第3に移りますけれども、第3の1として、医療費等の公費負担制度というものを行っております。これは、例えば傷害事件の被害者とか、あとは性犯罪被害者の診断書料とか初診料であるとか、また性犯罪被害者にあつては、いわゆる緊急避妊であるとか、人工中絶とか、こういったこともございます。こういったような経費であるとか、検査料につきまして、いずれも、被害者の経済的負担を軽減するため、公費で負担をしているという制度を行っております。

また、2つ目として、一時居住場所の確保による支援ということでございまして、これは、加害者からの再被害や報復といったことがある場合には、当然、自宅にはなかなか住めないと、また、自宅が犯罪行為の現場となった場合にはそこに住むこともできない、こういったことがございます。そういった場合に、みずから新しい居住する場所を確保できない場合には、一時

的に避難をしなくちゃいけないということでございまして、その避難するための宿泊場所などについては、公費により提供いたしまして、被害者の保護というものを図っているところがございます。

さらに、3点目では、警察通報専用携帯電話の貸し出し制度でございまして、これはドメスティック・バイオレンス、DVと言われていまずけれども、家庭内暴力ですね。それからストーカー、恐喝等の被害を受けて、いまだ犯人がかまっていない場合等々がございます。こういったときに関係者からの再被害等を受けるおそれがありますので、警察との連絡が直ちにできるように、それ専用の携帯電話の貸し出し制度というものを設けておりまして、これは県内に22台ありまして、それぞれの各署で運用しているところがございます。

さらに、4点目でございます。これは県独自の施策でございまして、犯罪被害者遺族等に対する供花等の費用の公費負担制度でございまして、これは被害者支援を警察官、行っておりますけれども、殺人事件や交通事故の遺族を現場に案内する場合などに持参する、供え物であるとかお花がございまして、こういった費用を公費で負担し、以後の遺族に対する支援活動を円滑に進めるようにしていこうという制度でございまして、これは本年の4月から運用を開始しております。以上のような被害者支援を行っていく上で、被害者に対する2次被害の防止、それから各種支援の重要性については、一人一人の警察官が十分認識できるように教養に努めていると。何にしても、警察官は一義的には、被害者と接する機会が非常に多いものですから、そういった中で間違いのないように、教養等々を行っているところでもございます。

最後に、4番目に入ります。これは、社団法人宮崎犯罪被害者支援センターによる被害者支援状況でございます。ここの第4にあります社団法人の支援センターでございますけれども、これは、先ほど改正法の中で説明したいいわゆる宮崎県における民間支援団体というものでございまして、平成16年から業務を開始し、平成17年には、こういう犯罪被害支援に関する事業を適正に行うことができる団体として、法律に基づきまして、宮崎県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体というものに指定をしているところでございます。こういう公安委員会のお墨つきを受けたことで、この団体は非常に被害者から高い信頼を得ておりまして、また、必要があれば、警察本部長等々に対して被害者とか被害概要の情報の提供を求めて、その情報に基づき自主的な活動も行うことができる。それから、こういう情報を得て相談とか、付き添いとか、そういうようなことを民間の自主的な活動として行っているところでございます。

こういう団体でございますので、県のほうからはこの団体に被害者支援の一部を委託しておりまして、720万円の予算を組んで委託業務を行っておりますけれども、具体的には、被害者等々からの電話や面接による相談事項、それから裁判とか病院への付き添いをこのセンターの支援員が行うとか、あとは臨床心理士による無料カウンセリングを実施するとか、あとは先月も行いましたけれども、「一行詩」というようなコンテストの開催であるとか、チラシの配布等々、つまり広報啓発活動ですね、こういったものを行っているところでございます。また、そのほかにも、支援センターとしては、弁護士による無料法律相談であるとか、さらには交通事故死亡事故遺族による自助グループ活動の支援活

動等々を行っております、これらの活動は、全国幾つかある民間支援団体の中でも、かなり活発に行っている支援団体ではないかというふうに考えているところでございます。

このような活動をこの団体は行っておりますけれども、何よりも民間団体ですので、さらに活性化していくためには、財政的な基盤の安定が必要でございます。このセンターが活動を行うためには、現在、県からの先ほど申したような委託費であるとか、もしくは市町村からも負担金などをもらいまして行っているところでございますけれども、何よりも、このセンターの活動に賛同して入会していただく、賛助会員と我々呼んでいますけれども、その会員の増加が必要だろうと思っております。残念ながら、この会員の数は現在横ばい状態でございます、しかも、その大部分は警察職員ということになっております。今後、この支援センターの活動をさらに促進していくためには、広く県民全体に対して、深い理解と協力を得まして、会員の拡大を図っていくことが必要であろうというふうに思っているところでございます。

最後になります。今後の課題で我々認識している課題でございます。資料のほうには特に書いておりませんが、口頭により説明させていただきます。

まず、1点目の課題は、地方公共団体の被害者支援の取り組みでございます。これまで説明してきたのは、いわゆる警察なり、もしくは警察が監督官庁となっている支援センターにおいて行っている被害者支援ということでございます。ただ、被害者支援というのは、単にこれだけではなくて、さまざまな分野がございます。犯罪被害者等基本法におきましても地方公共団体に対して、相談事、それから情報提供、

そのほかにも保健医療の分野であるとか福祉サービスの提供、それから雇用の安定であるとか、地域住民の理解の促進といったような広範な施策を総合的に策定実施するように、基本法上、地方公共団体の責務とされております。現在、宮崎の県であるとか市町村は、さきに説明した支援センターに対して、委託費であるとか負担金という形での経済的支援を行っていただいておりますけれども、今後、県内における被害者支援をさらに充実していくためには、基本法にのっとり県、市町村のより能動的な取り組みが行われること、これが肝要ではないかというふうに考えております。

知事部局では、先般関係部局により被害者支援連絡会議が立ち上がったというふうに承知しておりますけれども、主管部局である県民政策部を中心として、これからの具体的な取り組みについて県警察としても大いに期待しているというところでございます。

2つ目の課題であります。これは、広報啓発活動をさらに推進していくということでございます。被害者支援の内容や意義が十分に周知されていれば、犯罪被害者等が早期に支援を求めることが容易になりますし、また、その被害者が置かれた状況であるとか、支援の意義に対する理解が深まれば、地域社会においても犯罪被害者に対する思いやりであるとか、支えるといったような機運が醸成されるのではないかと、これがひいては犯罪を許さない社会の構築にもつながると、こういうふうに考えているところでございます。警察や、支援センターでは、犯罪被害者遺族による講演であるとか、もしくは街頭キャンペーン、また、萩原先生にも審査員を引き受けていただいた一行詩の「生命のこえ」のコンテストなど、地域住民の方が理解していた

だくための草の根からの広報啓発活動を行っております。とはいえ、これだけで十分かということについては、一定の疑問も残るところでございまして、今後も、幅広く犯罪被害者支援の重要性、意義というものがそれぞれの階層において御理解を賜りますよう、警察、支援センター、県、市町村、まさにこういった関係する団体が連携しながら、被害者支援に関する広報啓発活動をさらに積極的に推進していくことが必要であろうというふうに考えているところでございます。

以上をもちまして、本日の報告事項について私からの説明を終了いたします。以上です。

○押川委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。御質問のある方はよろしく。

○福田委員 今、説明資料の第2、県内における犯罪被害給付制度の運用状況で、18年は9件で5件ですから、これは該当しなかったということで理解できるんですが、7件の申請で裁定件数12件、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。

○橋本警務部長 年で区切っているものですが、こうなっているんですが、申請9件のうち5件で、5件しか処理できなかったということで、一部繰り越しがあつて、こういう形になっているというふうに御理解いただければと思います。

○福田委員 それじゃ、この12件というのは、繰り越し案件を含めての処理をされた、裁定はですね。そういう意味ですね。

○橋本警務部長 そうです。

○福田委員 そこで、これは犯罪被害者に対する救済としてはかなり前進で、私は、評価すべきだと思います。それよりも、私が望みたいの



は、未然防止、これがやっぱり一番大事じゃないかなと、もう起こってしまった後はだめですから。やはり警察の仕事としまして、この未然防止、抑止力、これを最大限努力いただきたいなど。今、いろんな犯罪が、本県ではございませんけど、全国的に報道されていますが、ちょっとお互いが、これは警察も含めて社会もですが、気をつければ、未然防止につながる、あるいは抑止につながる案件があるんじゃないかなという気がいたすんです。そういう面では、救済策はもちろんでありますが、未然防止、抑止について、ぜひ努めていただきたいなど、これが地域住民の警察に対する大きな信頼にもつながってくると、このように考えておりますから、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

**○椎葉生活安全部長** 要するに、凶悪犯も含めて一般の犯罪の抑止に警察が全力を尽くしてもらいたいと、そういう要望だと思えます。

これは、福田委員、言われるとおりでございまして、警察は、検挙の部分と抑止の部分両方持っていますけれども、ひところは、検挙に勝る防犯なしというような考え方も一部あったやに私も思っていますが、今は、もう検挙だけでは犯罪は防げないんだということははっきりしていまして、ここ数年、街頭犯罪と抑止対策等を打ち出しまして、街頭犯罪の抑止対策、抑止に重点的に取り組んでいるところであります。

平成14年が街頭犯罪はピークでございまして、県内で約1万7,000幾らだったと思えますが、そのくらい犯罪が発生していまして、昨年は1万1,498件ですか、これまで減っていきまして、6,200件ぐらい減っております。ことしもさらに減少していまして、そういう警察が今現在やっている街頭犯罪対策については、それなりの効果は残しているというふうに自負をしてお

ります。以上です。

**○福田委員** ありがとうございます。地域住民として警察に期待することは、犯罪が起こる場合には、そういう芽が必ずあるわけですね。そこをやはり地元の警察、出先の派出所なり交番、あるんですが、そこを中心に日常活動をしっかりやらしてもらえれば、私は、かなりの部分、こういう問題は未然防止、抑止ができるということを考えておりますから、ぜひ、お願いをしておきたいと思えます。以上であります。

**○萩原委員** 支給の法律が改正されて、給付金が上がったということは非常にいいことだと思っております。

ただ、ちょっと気になるのは、この申請件数、この申請というのは、警察のほうで積極的に働きかけて申請をするのか、知らなきゃ——生命保険じゃないけれども、何も教えずに生命保険払わんというやつがあったんですが、だから、警察のほうで、積極的に「大変でしょうから、こういう申請してあげましょうか」とか、そういうところはどうなんですか。

**○橋本警務部長** おっしゃるとおりで、なかなかこの法律、皆さんが知っているわけではございませんので、先ほど申し上げたとおり、この制度そのものを、直接被害者支援に当たる現場警察官が直接被害者のほうに教授を、教えをいたしまして、そこで申請をいただいているというところではございまして、警察官のほうから教えないということは現場レベルでは全くございません。

**○萩原委員** 被害者でもいろいろピンからキリまでいらっしゃると思うんですね。おじいちゃん、おばあちゃんだけが地元において、息子たちは東京、大阪で、ほとんどいない。両方とも例えば被害に遭った。とりあえずは、身内といっ

てもいそこ、はどこかだと思っんですよね。そういうときも、例えば、息子さんが東京とか大阪に行っておれば、その息子さんが、何かの被害、大きな事故があったら帰ってくるだろうから、そういう人たちにも丁寧にしてやっていただけのわけですね。

○長友警務課長 原則、申請をして支給されるのは奥さん、子供さん、また御兄弟という形で順番があるんですけれども、例えば、子供さんが県外にお住まいの場合は、その県外の警察と連携をとりながら、この制度あるいは申請の仕方等々についてお教えしておるという状況でございます。

○萩原委員 わかりました。それは生命保険のようなことがないように、ぜひひとつ、よろしくをお願いします。

次に、裁定ですね、どういう形で裁定を決めていくのか。裁判じゃないでしょうから、警察のほうで裁定していくのか、そのシステムというのか、どういう方法で裁定されていくんですかね。

○長友警務課長 まず、申請を遺族の方等がされます。それに基づきまして、この亡くなった方、あるいはけがをされた方のいわゆる日ごらの日額給与等々を基礎に計算、倍数を掛けまして、さらには、この被害に至った経緯、例えば、相手と挑発の中でけんかになって亡くなったとか、あるいは完全に通り魔で、全く落ち度がなかったとかいうような状況等で、いわゆる被害者側の帰責性、問題があったかどうかを判定いたしまして、全額支給あるいは3分の2支給、3分の1支給という段階を経て、最終的な裁定を公安委員会の決定を踏まえて対応しているという状況でございます。

○萩原委員 ということは、場合によっちゃ裁

判にもなるでしょうから、かなりの時間がかかるということですね。例えば、当面一時金を出すとか、そういう方法はないわけですか。

○長友警務課長 申請されまして、なかなか犯人がつかまらないという場合が当然あるんですね。間違いなくこれは通り魔だけでも、犯人が逃げてしまってなかなかわからない。犯人との関係があれば別なんでしょうけれども、それにつきましては、できるだけ、被害者関係の生活の基盤安定を図るために、仮給付制度というのがございまして、とりあえず仮に支給する、最終的に犯人等がわかったら、また、その段階で対応を考えるとという制度もございます。

○萩原委員 いろんな人でしょうね。相手はいろんな人がいらっしゃると思うんですよ。そういうのに遭うということは。だから、そういうこと、世の中のこと、ある程度熟知している人だったらいいんですけれども、全く無知と言っちゃいかんけれども、そういうことを余り知らないという人たちにも、被害に遭ったら、あしたから困るという人もたくさんいらっしゃると思うんですよね。そういうところにひとつ温かい手が差し伸べられるように。皆さん幹部の人は知っていらっしゃるでしょうけれども、一番水際にいる方々がそれを熟知していなければ、対応できないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それから、もう一つ。第3、医療費等の公費負担制度と書いてありますけれども、これはどうなんでしょう。医療費というのは、とにかくすぐ病院に入りますよね。病院は一カ月単位にやってきます。いろいろな裁定とか何とかそういうのには関係なく、所得のない場合は医療費を負担してあげるわけですか。いろんな事例があるでしょうから難しいでしょうけど。

○橋本警務部長 まず最初に、先ほど例示で挙げましたとおり、どういうケースで、これは法律に基づく制度ではなくて、まさに予算上の措置として行っている取り組みでございます。例えば、先ほど申し上げたとおり性犯罪被害者に対して、緊急避妊であるとか人工中絶等々、こういった措置をしなくちゃいけない場合には、全額公費、これは県費50%、国費50%ということになっておりますけれども、そういった形で公費負担をしているというような仕組みでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○田口委員 済みません。いろいろ基本的なことを教えてください。先ほどの申請者はわかりました。本人とかあるいは遺族だということですが、これはどこに申請するんですかね。

○長友警務課長 一応、所轄の警察署を通じまして、最終的には公安委員会の決定と、そして裁定という形になります。

○田口委員 金額とか、適応するかどうかということの裁定の基準は、全部公安委員会で決めるということでしょうか。

○長友警務課長 最終的には、公安委員会の裁定という形になります。

○橋本警務部長 最終的な決定権は、各県公安委員会が持っておりますけれども、その裁定の仕方というものは、この法律に基づく例えば政令であるとか、施行規則であるとか、そこできちっと決まっております、そのとおりのあてはめ方をしながら金額を算定していくと、そのやり方が正しいかどうかということを最終的に公安委員会の中で決定をしていくと、こういう流れになっております。

○田口委員 最近、子供が親を殺したとか、親が反対にという、親族同士の事件というのが

多いですね。その場合でも、もし申請があった場合には、これは公安委員会の判断でしょうけれども、それは普通と同じような裁定の仕方になるんですかね。

○長友警務課長 原則、身内の場合は、支給にならないことが多いかと思えます。

○橋本警務部長 それぞれどういった場合に支給できるかということについては、まさに、その支給法の中に書いておまして、今のような身内間の殺人事件等々につきましては、できないということが法律上書いておりますので。

○田口委員 先ほどもちょっと出ましたけれども、被害者でも、例えば生命保険に入っていて、たくさん生命保険が出た場合でも、それが残酷な被害とかであれば出るのかですね。それは生活がその後困窮するという場合だけ出るのか、その辺をちょっと教えてください。

○橋本警務部長 生命保険のような民事のものは全く関係ございませんので、これは国として法律上行う行為でございますので、そこは関係ございません。

○相浦警察本部長 ちょっと補足しますと、田口委員の御質問に答えることになりましたけれども、何というんですか、給付金の性格は基本的にはお見舞金みたいな性格でずっと拡充をされてきておりますので——大きな生命保険に入っているから、そうしますとお金、入りますよね。そのこととは全く別問題なんですね。つまり、この制度は、先ほど、例えば親族だと出ないだとか、被害者と被疑者との関係で帰責事由の有無の確認をして減額があると説明しましたが、要は、被害者が、通り魔的に、被害者に責めるべき事情が全くない中で、犯罪に巻き込まれた方というのは、それはお気の毒じゃないかと、そこに国として公的な立場から支援を差し伸べ

られないのかというコンセプトでずっと発達拡充してきて、今日これだけのようになっていて、そういう性格の制度であるというふうに御理解いただければと思います。

○田口委員 済みません。ちょっと基本的なことばかり聞きますが、先日、例の厚生省のOBさんが残虐な殺され方をいたしました、あそこは2人亡くなっていますけれども、その場合2人分適用するということになるんですか。

○橋本警務部長 おっしゃるとおりです。

○田口委員 これを最後にします。先日インドのムンバイで、テロで亡くなりました、ああいう場合は——これは国内だけなのか、海外の場合も適用になるのか、ちょっと教えてください。

○長友警務課長 この法律の2条にございまして、犯罪被害とは、日本国内または日本国外にある日本船舶、もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為、これに対して支給されるという形になりますので、先ほどの、多分ならないんじゃないかと思います。

○井本委員 これは、交通事犯みたいなものに対しても適用あるんですかね。

○長友警務課長 あくまでも故意犯という形でございまして、過失犯についての該当はございません。

○井本委員 ということは、過失致死というのもありますよね。ああいうときには全くなしということですか。

○長友警務課長 過失についての適用はございません。

○井本委員 一遍、酒飲んどって、家族、車ごと福岡かどこかで海に落として殺したような事件がありましたね。ああいうのは故意犯ですか、

過失犯ですか。飲酒運転で……。

○相浦警察本部長 過失犯だというふうに、結論的にそうなったようですね。

○井本委員 そうすると、ああいうのには支給されないということになるわけですね。

それから、恐らく被害支援の一環としてだろうと思うんですが、今まで被害者というのは、法廷に立つにしても、証人では立てていたけど、今度は警察官と一緒に並んで何か立てるようになったという話を聞きましたけれども、この制度の趣旨というのは、私はどうもいまいまいちわからないのですが、どんなとこ辺にあるんですかね。

○橋本警務部長 12月1日から施行された制度でございまして、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部改正」という中で行われたものでございます。この中で、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設ということがうたわれてございまして、まさに、その被害者が希望すれば法廷に立って加害者に対して質問したりとかできると、こういった仕組みでございまして、これ、なぜ、できたのかといいますと、そもそもその「犯罪被害者等基本法」という法律の中におきまして、その基本法の中に「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする」というように、平成17年の時点でそのような整理がなされているところでございます。これは多分、恐らく推測もありますけれども、例の光市の母子殺害事件等々がございまして、ああいった中で、要は、被害者が法廷の中では全く当事者として扱ってもらえないんじゃないかと、こういうような不満と

いいますか、意見というものが強くあった、こういったような意見を背景として、基本法の中でこのようにうたい、基本法を受けて、今般、いわゆる刑事手続を定めております刑事訴訟法の世界の中で、犯罪被害者等が参加する制度をきちっと制度化したと、こういった流れになっているものというふうに理解をしております。

**○井本委員** 裁判といえば公正な、冷静な判断というのが絶対必要だと私は思うんですがね。やっぱり被害者となると感情的に、もちろん言うことは多いですわね。今度、裁判員制度の絡みなんかもあって、被害者が出てきて、涙流して被告人に対してわあわあ質問したりすると、随分、裁判員もそれに対して影響を受けるんじゃないのかなと思ったりするしですよ。そもそも、今、言った公正な裁判ということと直接関係ないんじゃないのかという気がするんですけどね。その辺はどうなんでしょうか。

**○相浦警察本部長** ちょっと厳密に言うと、所管外なもので、感想の域を出なくて恐縮なんですけれども、先ほど警務部長がお答えしましたとおり、従前、裁判への被害者参加というのは、全くございませんでしたし、そのところを、被害者の声を刑事裁判の中にどう組み込むのかというのは大きな政策判断が国であったんだと思います。恐らく、井本委員のおっしゃるような視点も一理あるなとも思うんですが、また一方で、そうは言いながら、従前から実務的には、刑事裁判で情状証人とよく言うんですけれども、犯罪の事実そのものの認定以外の部分で、例えば被告人とされた方が、確かにそういう罪人になったんだけど、平素はこういう行動をされている方で立派な面もあるんですよとか、あるいは逆の意味の情状証人というんでしょうか、これ以外のところでこれだけいろんな事実上の

被害が遺族を中心に広がっているんだということ逆の情状証人として出したりする。実務的には情状面で常に最終的には量刑の認定ですね、罪そのものの認定というよりも、どれくらいの刑にするのかというところで、従前から情状証人という取り扱い、しばし行われてきておりますので、その意味では何と申しますか、被害者の声を届けようと思ったら届けられないこともなかったんですが、そこを制度としてきちり位置づけていこうということでございます。

おっしゃるとおり、裁判員制度の中の裁判員にどういう影響を及ぼすのかと言ったら、私も関係者の一人として、恐らく一長一短あるのかなと思っていますけれども、そこは、恐らく御一緒に裁判を遂行されます職業裁判官の方が適宜アドバイスをされる形で、新しい裁判が適切に進むんであろうというふうに期待もしておりますし、そうなきゃいかんのだろうなというふうに思っています。

**○太田委員** 説明がありましたが、県警が行っている被害者支援の中の医療費の公費負担の原資は国と県が2分の1ということで説明受けました。同じように、遺族給付金、国の仕事としてとらえられると思いますが、障害給付金とか、これはそういう負担割合とかいうのはありますか。国100%なんですかね。

**○長友警務課長** 全額、国の負担となっております。

**○太田委員** この給付金を支払いする機関、管理する団体とかいうのは、公安委員会の中につくられた何かの組織なのか、外部、財団法人とか何かそういう支払い事務をされているのか、それはどうでしょうか。

**○橋本警務部長** まさに、公安委員会の役割は、幾らなのかということを決定するところござ

いまして、例えば、遺族給付金2,000万と決めれば、2,000万円を国に申請して、2,000万円が国費として県警においてきて、それをお支払いすると、口座に入れると、こういった流れになります。

○太田委員 わかりました。

最後になりますが、先ほど言った医療費の公費負担、医療費を出す場合、例えばけが、通り魔でやられたと、その場合、例えばその方が国保に入っておられた場合とか、国保で対応できる分なんかはもう全部この分を出してあげられるのか、国保を優先してまず使ってもらってとかいうような何かあるんでしょうか。

○長友警務課長 御自分が保険等にかかっておられればですね、自己負担分につきまして、うちのほうから支払いするという形になります。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○福田委員 先ほどの、気になっておるんですが、4番目、社団法人宮崎犯罪被害者支援センター、これに対して賛助会員が警察関係者だけだという表現がありました。これはどういう意味でしょうかね。

○橋本警務部長 警察職員だけといいますか、大部分が警察職員により構成されているというところでございます。基本的に、この団体、社団法人ですので、会員としてそれぞれ県内のいろんな企業の方々、それから地域の防犯ボランティア等々やっている方々が基本的ないわゆる社員として設立されたものでございまして、そういった方々に加えて、年間の活動費を会費という形で納めている者が約2,500名程度おるんですけれども、そのうちの大部分が実は我々警察官が会員となっているという状況でございまして、そういった意味では、警察官の活動の会費によっ

て支えられている財団ということにもなるわけなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、これで収入としては約3,000万ほどはございまして、うち、会費収入は1,000万ほどはあるんですけれども、なかなか1,000万という額でできる活動というものも、おのずと限られてくることもございまして、こういった支援センターの活動を活性化していくためには、やはり先立つものが必要だと、先立つものをどうやって獲得していくかといえ、この活動に賛同していただく賛助会員と我々呼んでいますけれども、そういった会員の数をふやしていくことが必要だと、その中で、現在、警察官が中心になっているその会員をもっとすそ野を幅広く広げていくことが必要だと、こういったような問題意識のもとに先ほど御説明したという次第でございまして。

○福田委員 これは大事な支援組織ですから拡充強化が望まれると思うんですが、防犯協会というのがありますよね、別にね。これもやっぱり県内の法人を中心に設立されたんですね。防犯、これは未然に防ぐほうですが、内容的にです、これは全国組織かもしれませんが、この犯罪被害者支援センターも。一つの組織の中で定款変更等やって支援ができれば、同一法人ですからね、県内はですね。賛助していただけるんですね、やりやすいのかなというのをちょっと今、考えたんですね。以前、防犯協会の設立時点の委員会でいろいろ論議をして——しかし、これは根拠法が違うからだめだとおっしゃればそうですけど、同じ法人に賛助をお願いする格好になりますよね。だから、そういう面では今、県の外郭団体等の整理統合の時期に入っているから、これは必要な組織ですから、一つの組織にまとめて、中で泳げればいいんですけど、根

扱法が違おうとおっしゃればね、それは別に賛助会員を募って組織を強化しなくてははいけないと思いますけどね。その辺はどうなんですか。

○橋本警務部長 その団体団体の性格がまさに防犯協会は、抑止の部分の協会であり、こちらの——そもそも財団法人という成り立ちと、それからここは社団法人という成り立ちの違いもございまして、恐らく防犯協会の場合には県からの相当の出捐金をもってそのまま基金運用の中でいろんな活動が行われている実態もある中で、なかなかその法人の性格がそもそもの生い立ちが違う中で、直ちに統合というものも難しい面もあろうかなと直感的には思っております。ただ、その一方で、公益法人改革という話がずっとございまして、平成25年以降はたしか一般法人なのか特定公益法人なのか、いろいろ分かれて、いずれにしても、何らかの形で整理をつけなくちゃいけないという時期もあります。こういったような公益法人改革を取り巻く状況の中で、今後どうしていくのかということについては、またしかるべき検討を今後していかなくちゃいけないんだろうなというふうに思っているところでございます。

○福田委員 これは合理化どころか大事な支援組織ですから、私は充実強化が大事だと思うんですね。その充実強化をする場合に、いろんな仕組み等の制約がなければね、セットでやっていると非常にいいがなと、それは大事な組織ですからね。そういう素人的な考えで質問をいたしました。以上でございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○萩原委員 その他のその他で、携帯電話ですよ、きょうも控え室で聞いたんですけどね。これから110番とか119番にかけたことのある人がだれもいないんですよ。これは1、1、0を

押したらもう何もしなくていいわけですか。

○椎葉生活安全部長 携帯電話からでも110番を押してもらえば警察本部の通信施設にかかります。

ただ、発信場所が、加入電話の場合はかかってきた場所が即座にわかるんですけども、携帯電話から110番がある場合は、そこがどこからかかっているかという特定が非常に難しいという面はあります。

○萩原委員 というのは、110番と119番と2つだけですか、通用するのは。

○椎葉生活安全部長 110番と119番は私、確認しておりますが、あと、海上保安庁がたしか118というのを持っているんだと思いますけど、それ、ちょっと私も確認はしておりませんが、110番は間違いなく警察のほうにかかります。

○萩原委員 だれもそういう経験者がいないものだから。だろう、だろう、通じるんだろうという非常に幼稚なことを聞きました。

○押川委員長 ほかにございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時59分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終わった後にお願いをいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろ

しくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思ひます。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」、続きまして、議案第30号及び議案第31号「公の施設の指定管理者の指定について」、並びに議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の4件でございます。

また、その他の報告事項といたしまして、「宮崎県教育振興基本計画の策定方針について」など、6件を説明させていただきます。

私のほうからは以上であります、引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○金丸総務課長** それでは、常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思ひます。宮崎県教育振興基本計画の策定方針について御説明をいたします。

教育基本法が平成18年12月に改正されまして、1の枠囲みの中でございますが、第17条第1項では、政府に対しまして、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが義務づけられました。また第2項では、地方公共団体に対しましても、同じように、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないというふうにされたところでございます。

これを受けまして、2でございますが、国では、本年7月1日に教育振興基本計画を策定したところであり、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿や、今後5年間に取り組むべき施策、特に重点的に取り組むべき事項などを定めたところでございます。

地方公共団体が定めることとなります基本計

画について、国の考え方が示されておりますが、3にありますように、県の既存の各種計画がある場合、国の計画との整合が図られているものは横串を刺して、総称として「教育振興基本計画」としてよいというふうにされております。これは、すなわち言いかえますと、特に新たな計画を策定しなくても、複数の既存の計画がある場合には、その既存の計画をもって教育振興基本計画とみなしてもよいと、そういう意味でございます。

そこで、本県教育委員会が現在既に策定しております計画であります、3つございまして、まず、4の①「宮崎の教育創造プラン」につきましては、学校教育を中心とした基本指針として平成15年3月に策定し、内容の欄でございますが、「ふるさと宮崎を大切にす教育の充実」を初めとする5つの視点から、学校教育の充実・発展を目指すための施策で構成されております。続きまして、10ページでございますが、②の「宮崎県スポーツ振興基本計画」であります。これはスポーツの振興を推進するための県民共有の指針といたしまして、平成15年4月に策定したものでございます。内容の欄にありますように、県民総参加型のスポーツの推進や、感動と夢を生み出すスポーツの推進などを柱としております。次に③でございます。「宮崎県生涯学習振興ビジョン」につきましては、平成20年3月に策定したものでございますが、分野横断的な観点から生涯学習関連施策につきまして、新たな方向性を示したものであり、内容の欄でございますが、生涯学習の推進を初めとする6つの方策で構成されております。

以上を踏まえまして、5の宮崎県教育振興基本計画の策定方針であります、今、申し上げました3つの基本計画、教育創造プラン、スポー



ツ振興基本計画、生涯学習振興ビジョン、この3つの基本計画を合わせまして宮崎県教育振興基本計画と位置づけたいというふうに考えております。先ほど申しあげました文部科学省の考え方でございますが、横串理論でございますが、これを採用したいということでございます。なお、これらの計画につきましては、5の(2)でございますけれども、最近の法律の改正とか、制度の改正、そういったことによって修正する必要のある箇所とか、あるいは国の基本計画との関係におきまして追加する必要がある箇所につきましては、今後、精査をいたしまして、今年度中に一部手直しをしたいというふうに考えております。

また、就学前の教育につきましては、知事部局が所管しております「宮崎の就学前教育すくすくプラン」、これを宮崎県教育振興基本計画を構成する4つ目の計画として位置づけたいというふうに考えております。

続きまして、11ページでございます。宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。まず第1の背景ですが、平成20年4月に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によりまして、枠囲みの中ですが、法律27条で、教育委員会は、事務の管理及び執行状況の点検評価を行うことが義務づけられたところでございます。

第2の、点検・評価の対象といたしましては、新みやざき創造計画における新みやざき創造戦略に掲げる施策のうち、教育委員会が所管する各施策の前年度の実績につきまして、点検・評価を行うものでございます。下の枠囲みが新みやざき創造戦略の全体の体系でありまして、このうち、丸印をつけております3つが教育委員

会が所管いたすものでございます。戦略1-1「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」、戦略1-2「学力・スポーツレベルの向上」、戦略1-3「視野の広い人材の育成・輩出」、この3項目であります。

12ページをごらんいただきたいと思っております。第3、点検・評価の方法でございますが、これにつきましては、全庁的に既に行っております宮崎県政策評価システムを活用いたしまして、このシステムに基づく評価シートを作成いたしております。また、2でございますが、法律の規定によりまして、第三者の知見を活用するよう求められておりますが、これにつきましても、政策評価システムにおける学識経験者等から成ります戦略評価委員会の意見聴取をもって活用させていただいたところであります。

第4、点検・評価の県民への公表につきましては、ホームページで公表することといたしております。

以上、申しあげました点検・評価の報告書をお手元にお配りしております。黒の背表紙の別冊資料がございます。お手元に御用意いただきたいと思っております。その概要につきまして、担当課のほうから御説明を申し上げたいと思っております。

**○吉村政策企画監** それでは、今の黒の背表紙をお開きください。目次の網かけの下にございますように、戦略1のねらいを達成するための戦略1-1「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」の点検・評価について御報告いたします。

1ページをお願いいたします。この戦略1-1は枝戦略の概要にございますように、地域人材の積極的活用によって、悩みを抱える子供への支援に努めるとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指すものであります。

そこで、3にございますように、地域の人材

を活用した取り組みの推進と、悩みを抱える児童生徒の相談窓口の充実の2つを重点事項として取り組んでまいりました。まず、①の地域人材の活用についてですが、昨年度は延べ人数で1万8,441人の地域の方々が指導者となって学校での授業に参加されるなど、目標としておりました1万4,000人を大きく上回る状況でございました。また、県内の全学校の86.6%がオープンスクールを実施しまして、保護者や地域住民が子供の教育についての理解を深める場を設定するなどにより、学校・家庭・地域が一体となった教育に対する機運の高まりが見られました。このようなことから、工程表どおりの進捗状況であり、①につきましては、Aと評価したところでございます。本年度は地域のリーダーやボランティアの養成とともに、4の戦略評価委員会からの御意見にもございますように、地域におけるさまざまな触れ合いの中で、子供たちを見守り、はぐくんでいけるよう、地域ぐるみの教育の一層の推進に努めているところでございます。

また、②の児童生徒の相談窓口の充実につきましては、昨年度は、中学校におけるスクールカウンセラー配置校をふやすなど、工程表どおりに取り組み、一定の成果も見られたところでございますけれども、課題と今後の方向性の欄にございますように、学校のニーズへの適切な対応を図るため、スクールカウンセラー等の配置校の拡充などや、戦略評価委員会からの御意見にもございますけれども、学校裏サイト等の問題ですとか、発達障がい等に適切に対応できるよう、さらなる教職員研修の充実が必要であることから、②につきましては、Bと評価したところでございます。

最後に、2の基本指標の達成状況ですが、平

成22年度までの4年間で公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数を現況値、平成17年度ですが、そこから100人減を目標としておりました、昨年度の1,318人は現況値比較では増加しておりますけれども、平成18年度と比較しますと、30人の減でございました。詳細は2ページ、3ページに掲載しております。戦略1-1につきましては以上でございます。

○黒木学校政策課長 次に、学校政策課が取りまとめ課となっております戦略1-2について御説明をいたします。

資料の4ページをごらんください。枝戦略名は「学力・スポーツレベルの向上」で、関係課は学校政策課、特別支援教育室、教職員課、スポーツ振興課の4課室であります。

1の枝戦略の概要でございますが、目標を本県の子供たちの学力・競技力の向上を図るため、さまざまな取り組みを推進するとともに、教職員の研修の充実を図ることにより本県教育水準の一層の向上に努めることとしております。

2の基本指標の達成状況についてであります。基本指標を2つ掲げておりますが、まず、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、平成22年度の目標値を全国平均以上と設定しているところです。記述してありますのは、昨年の状況についてであります。今年度分につきましては、8月末に結果が公表され、既に皆様方にお知らせしたとおりでございますが、小学校の国語、算数の活用に関する問題に課題が見られたものの、そのほかにつきましては、全国平均を上回っており、おおむね良好でございました。

もう一つの指標として掲げております公立学校の全児童生徒に対する体力テストで全国平均値を上回った項目の割合につきましては、記述のとおりでございます。今年の状況につきまし

ては、後ほどスポーツ振興課から御報告がございます。

次に、3の重点項目の進捗状況等についてあります。大きくは4つの重点項目を掲げ、取り組みを推進しているところであります。1つ目は、少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導・生徒指導、2つ目は、幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進、3つ目は、教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実、最後に、強化指定校による学力・競技力の充実・強化でございます。いずれも、取り組みがおおむね工程表どおりに進んでいるところでありますが、一部におくれが生じているところもあり、いずれもB評価としているところであります。

例を挙げて御説明いたしますと、重点項目の2つ目、幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進の中の特別支援教育の推進について、予定では、県内のすべての高校に特別支援教育コーディネーターを配置することとしておりましたが、一部におくれが見られたことにより評価をBといたしました。高校におきましては、今年度すべての学校が特別支援教育コーディネーターを配置し、その充実に取り組んでいるところであります。また、重点項目の4つ目、強化指定校による学力・競技力の充実・強化につきましては、未普及の競技の指導者の養成や、競技団体における指導者養成システムの構築などが十分でなかったことからB評価としたところでもあります。今後、競技全般にわたって指導者の資質向上に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、枝戦略1-2、学力・スポーツレベルの向上についての説明を終わります。

○勢井生涯学習課長 それでは、続きまして、

資料の12ページをごらんください。生涯学習課が取りまとめ課となっております重点施策について御説明いたします。戦略1-3「視野の広い人材の育成・輩出」についてでございます。

まず、1の枝戦略の概要にありますように、あすの宮崎を創造することができる有為な人材の育成を目指し、若者のチャレンジ支援や、生涯学習・生涯スポーツ環境の整備などの取り組みの充実を図ることとしております。

次に、2の基本指標の達成状況でございますが、インターンシップや地域人材を活用した教育を実施している県立学校数につきまして、平成22年度に全県立学校で実施することを目標としており、平成19年度は46校で実施しておりまして、前年度より6校増加するなど着実な実践が見られます。

次に、3の重点項目の進捗状況等についてでございます。このように3つの重点項目を掲げております。まず、意欲ある学生へのチャレンジ機会の提供につきましては、インターンシップなどを実施している学校数は先ほど申しましたように、着実に増加しておりまして、全体として順調に進んでおり、A評価といたしております。今後、キャリア教育の充実を図るため、各種研修会の充実などの支援の充実に努めることとしております。

次に、②でございますが、生涯学習・生涯スポーツのさらなる推進につきましては、生涯学習審議会の答申や提言の施策への反映などにより、生涯学習の振興を図るとともに、県民総参加型のスポーツ祭の実施など、生涯スポーツの推進に努めております。その結果、生涯学習振興ビジョンの策定や57競技約1万7,000人の県民が参加しましたみやざき県民総合スポーツ祭の開催などの成果があり、これもおおむね工程表

どおり進んでいるということで、A評価といたしております。今後、市町村との役割分担を明確にし、一層連携した取り組みを進めていくこととしております。

3つ目の文化、芸術、スポーツ等に秀でた人材の輩出強化につきましては、各地の保存団体への助成等を通じた民俗文化財の保護・継承、あるいは中学校と高校の連携による競技力の向上などに取り組みました。その結果、民俗文化財の保護・継承活動が進められますとともに、全国大会等での入賞者の増加が見られましたが、後継者の育成や一貫指導体制の充実について一部課題が残りまして、B評価としたところでございます。今後、民俗文化財等の後継者育成を継続的に実施できるよう検討するとともに、全国で活躍できる人材を安定して育成するための一貫指導体制のさらなる充実を図ることといたしております。以上、戦略1-3、視野の広い人材の育成・輩出につきまして、全体としましては、おおむね順調に推移している状況にございます。以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

**○瀬川特別支援教育室長** 宮崎県特別支援学校総合整備計画（案）及び延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想（案）がまとまりましたので、御報告いたします。

まず最初に、宮崎県特別支援学校総合整備計画（案）についてでございます。委員会資料の13ページの宮崎県特別支援学校総合整備計画（案）の概要についてをごらんください。

まず、1の目的でございます。平成19年4月に施行された学校教育法等の一部を改正する法律により、従来の特殊教育から特別支援教育への転換が図られたことに伴い、現行の宮崎県立盲・聾・養護学校再編整備計画を見直し、時代

の変化に対応できる新たな特別支援学校の整備計画を策定するものでございます。

次に2、基本的な考え方でございます。全県的かつ総合的な視点に立ち、これからの社会の変化に対応できるよう計画的・段階的な再編整備計画へ向けた取り組みを行うこととしております。

次に3、整備計画の期間でございます。平成21年度から平成25年度までの5年間とし、整備計画の内容に示す施設・設備について計画的、段階的に推進いたします。また、今後の本県の財政状況等に応じては適宜、内容を見直すこととしております。

次に4、整備計画の主な内容でございます。まず、高等部が未設置である4校に高等部を設置したいと考えております。次に、延岡地区3校の特別支援学校を延岡西高等学校跡地に移転統合し、仮称でございますけれども、「延岡総合特別支援学校」を設置したいと考えております。

次に、特別支援学校の対象となる障がい種でございますが、今回の法改正の趣旨を生かし、従来、知的障がい児に対しての教育を行ってまいりました特別支援学校において、知的障がいと肢体不自由との重複障がいのある児童生徒も受け入れる知肢併置化を図ってまいります。

最後に5、今後のスケジュールでございますが、12月中旬から1カ月間パブリックコメントを実施し、意見を集約し、来年3月に策定したいと考えております。

続きまして、延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想（案）について御報告いたします。委員会資料の14ページ、延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想（案）の概要についてをごらんください。

この基本構想（案）は、延岡地区の延岡とと

る聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校の3校を延岡西高等学校跡地に移転統合しまして、本県初となる総合的な特別支援学校を設置するための設置理念や基本方針、教育施策の方向等を示すものでございます。

まず、資料一番上の設置理念でございますが、「地域とともに子どもたちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」とし、学校が、地域と協力して自立と社会参加ができる子供たちを育てるために、総合的な専門性の高い教育を行うこととしております。

次に、設置理念を実現するための基本方針につきましては、多様な教育的ニーズに対応する教育の実施、障がいのある子供の幼児期から卒業後までのライフステージに応じた支援の実施、医療・福祉・保健・労働等と連携した地域支援の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、その下にあります教育施策の方向につきましては、新たに設置する特別支援学校が実施する教育の内容にかかわるものですが、聴覚障がいや知的障がい、肢体不自由の複数の障がいに対応した専門教育の実施、就学前から卒業後までの一貫した教育の実施等に重点的に取り組むこととしております。さらに、教育施策の方向の周りに示しておりますように、学校が関係機関と協力して、就学前の教育相談や卒業生の就労支援等に取り組むとともに、学校施設を障がいのある児童生徒等と市民の交流の場、市民の文化・スポーツ活動の場などとして、広く開放してまいりたいと考えております。

最後に、このスケジュールでございますが、総合整備計画と同様に、12月中旬から1カ月間パブリックコメントを実施し、意見を集約し、

来年3月に策定したいと考えております。

なお、別冊としまして、宮崎県特別支援学校総合整備計画(案)及び延岡総合特別支援学校(仮称)基本構想(案)をお配りしておりますので、後ほどごらんください。説明は以上で終わります。

○堀野教職員課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

改正理由は、1にありますとおり、今年度の人事委員会勧告等を踏まえ、副校長等の新たな職の設置に伴う給料表の改正や、教員給与の見直しなど所要の改正を行うものであります。

2の改正内容についてであります。まず、(1)の新たな職の設置による改正についてですが、内容については、次のページをごらんください。1にありますように、平成19年6月の学校教育法の一部改正に伴いまして、学校の組織運営・指導体制の充実を図るため、新たな職として、副校長、主幹教諭及び指導教諭を平成20年4月1日から置くことができるようになりました。本県においても、学校の実情等を踏まえ、市町村教育委員会等の関係機関と協議を行ってまいりましたが、平成21年4月1日から副校長、主幹教諭及び指導教諭を小・中・高等学校に設置したいと考えております。なお、選考に当たっては、厳正に任用選考試験を実施し、適任者を配置する予定であります。設置する学校につきましては、組織体制の整備を図る上から一定規模以上の学校とし、5年間程度で段階的に設置し、その中で効果や課題等についても検証していきたいと考えております。

次に、2の設置の理由についてであります。第1に、増大する教育課題に学校が的確に対応

するためには、学校の運営組織体制の一層の充実を図る必要があります。また、そのことにより教員が抱える負担を軽減し、教員が子供と向き合う時間を確保するものであります。第2に、教員の指導力向上を図るため、指導体制をさらに充実するものであります。第3に、学校現場で一生懸命頑張っている教員についてめり張りのある処遇等を行い、そのことにより学校組織の活性化を図るものであります。

次に、3は新たな職を設置した場合の学校組織イメージであります。左側にありますように、現在の学校組織は、校長と教頭、そして主任を含む一般の教諭で構成されております。右側にありますように、新たな職として、校長と教頭の間には副校長を、教頭と教諭の間に教務主任など中核的な主任を兼ねる主幹教諭を、また指導教諭をスタッフ的な立場として配置する予定であります。それぞれの職の職務内容は、副校長は、校長から命を受けた範囲で校務の一部をみずからの権限で処理するものであります。主幹教諭は、校長の命を受けて、担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、他の教諭等に対して指導や指示をするものであります。指導教諭は、教員としてみずから授業を受け持ち、実践を通して所属校や地域の教員に対して教育指導に関する指導・助言を行うものであります。

最後に、4の配置案であります。先ほど申し上げたとおり、新たな職は5年間で段階的に配置することとしており、5年後の配置案ということで御理解いただきたいと思っております。副校長は、2人教頭制の大規模校及び小中一貫校で、そのうちの1人を副校長として配置する予定であります。主幹教諭は、校種ごとの一定規模以上の学校に1名から4名の範囲内で、教務主任

など中核となる主任と兼任して配置を予定しております。指導教諭につきましては、現行のスーパーティーチャー17名に加え、大規模校など必要な学校に適任者を配置する予定であります。

左側の7ページに戻っていただきまして、2の改正内容について御説明します。

まず、(1)ですが、新たな職の設置に伴いまして、①の図にもありますとおり、教育職給料表の2級と3級の間に新たに特2級を設けるものであり、主幹教諭、指導教諭を特2級に、副校長については3級に位置づけるものであります。また、②にありますとおり、義務教育等教員特別手当など諸手当の支給対象範囲に、新たな職を加えるものであります。

次に、(2)の義務教育等教員特別手当額の改正についてであります。この手当は、すべての教員等を対象に5,000円から2万200円の範囲内で支給しているものですが、国の予算措置が給料月額3.8%程度から3.0%程度に改定されたことに伴いまして、その最高限度額を現行の2万200円から1万5,900円に改定するものであります。

次に、(3)の教員特殊業務手当額の改正についてであります。この手当は、長時間にわたる部活動指導業務や修学旅行の引率業務など、負担の多い業務に従事した場合に支給される手当で、国の予算措置に合わせて、表のとおりそれぞれ700円から3,200円の改善を行うものであります。

最後に、3の施行期日ですが、(1)の新たな職の設置に伴う改正については、平成21年4月1日から、(2)の義務教育等教員特別手当については、平成21年1月1日から、(3)の教員特殊業務手当については公布の日から施行し、国の予算措置に合わせて本年10月1日に遡及し適用

することとしております。なお、今回の改正に伴う財政負担については、義務教育費国庫負担金及び地方交付税等により措置されることとなります。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○得能スポーツ振興課長** 平成20年11月定例県議会提出議案冊子の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページの一番下にごさいますスポーツ振興課の部分をごらんいただきたいと思います。債務負担行為に関する補正についてでございます。これは、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場と宮崎県総合運動公園有料公園施設における指定管理者に対しまして、管理運営委託費に係る債務負担行為を設定するものでございます。債務負担行為の限度額は、県体育館・ライフル射撃競技場の管理運営委託費として8,975万2,000円、総合運動公園有料公園施設の管理運営委託費として10億8,658万3,000円で、平成20年度に債務負担行為の設定を行い、平成21年度から23年度の3年間で債務期間とするものでございます。

続きまして、常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場についてでございます。

1の指定管理者候補者でございますが、10月9日に実施いたしました選定委員会におきまして、財団法人宮崎県スポーツ施設協会が指定管理者の候補者として選定されております。

指定期間は、3年間でございます。

次に、3の指定管理者候補者の選定について経緯を御説明いたします。(1)の公募の状況でございますが、教育委員会におきましては、県のホームページ等によりまして、7月の4日か

ら約2カ月間にわたり指定管理者の公募を行ってまいりましたが、スポーツ施設協会など2つの団体からの応募がございました。(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、外部からの委員3名を含む5名の委員で構成いたします指定管理者候補者選定委員会を設置いたしまして、選定に向けた募集要領や選定の仕方について協議検討を行ってきたところであり、次のページをごらんください。(3)の審査結果がありますが、10月9日に申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしまして、このページの上のほうの③にお示しいたしました選定基準に基づき採点をした結果、スポーツ施設協会が412点、2位が384点となり、スポーツ施設協会が候補者として選定されたところでございます。当団体が選定された理由といたしましては、最も高い得点を得たことに加え、施設の管理運営能力、具体性、実現可能性の高い事業計画、競技団体や関係機関との連携などの点におきましてすぐれた提案内容であったことから、指定管理者として適格な団体であるとの判断がなされたところであります。

次のページをごらんください。4の指定管理者に支払う指定管理料は、3年間で8,975万2,000円でございます。また、県民サービスの向上等につきましては、開館日や開館時間の弾力的な運用、電話によります予約代行サービスの導入など、利用者に対する利便性の向上について、さまざまな取り組みが提案されているところでございます。

次のページをごらんください。続きまして、議案第31号「公の施設の指定管理者の指定について」宮崎県総合運動公園有料公園施設についてでございます。

1の指定管理者候補者でございますが、10月10

日に実施いたしました選定委員会におきまして、財団法人宮崎県スポーツ施設協会が指定管理者の候補者として選定されております。

指定期間は3年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定についてでございますが、(1)の公募の状況、及び(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、先ほど御説明いたしました体育館等と同様の手順によりまして行ってまいりました。公募の結果、スポーツ施設協会を含む2つの団体からの応募がございました。次のページをごらんください。

(3)の審査結果であります。10月10日に申請者によりますプレゼンテーション及びヒアリングを実施しまして、このページにお示しいたしました選定基準に基づき採点した結果、スポーツ施設協会が413点、2位が363点となり、スポーツ施設協会が候補者として選定をされたところでございます。当団体が選定をされた理由としましては、最も高い得点を得たことに加えまして、施設の管理運営能力、具体性、実現可能性の高い事業計画、競技団体や関係機関との連携などの点ですぐれた提案内容であったことから、指定管理者として適格な団体であるとの判断がなされたところであります。

次のページをごらんください。4の指定管理者に支払う指定管理料であります。3年間の委託料として10億8,658万3,000円となっております。(2)の県民サービスの向上等につきましては、県体育館と同様、サービス向上のためのさまざまな取り組みが提案されているところでございます。以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、常任委員会資料の15ページをごらんください。宮崎県スポーツ振興基本計画改定案について御報告をいたします。

宮崎県スポーツ振興基本計画の改定に当たりましては、1、改定の趣旨にありますように、平成15年度に策定をいたしました本県スポーツ振興基本計画の進捗状況や、スポーツを取り巻く社会状況の変化を踏まえまして、今後の目標や施策体系等について検討してまいりました。また、宮崎県スポーツ振興審議会での審議や、庁内の関係各課への照会を経ながら作業を進めてきたところであります。本県のスポーツの振興を一層図ることにより、県民の方々のスポーツの生活化の定着を目指し、明るいスポーツ文化の創造に寄与することをねらいとしております。

本計画の改定案は、2、性格と役割にお示しておりますように、県民総力戦で進める新しい県づくりの目標「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」の達成に大きな役割を果たすものであり、県民の一人一人が一体となってスポーツの振興を図るための県民共有の指針となるもので、平成24年度までを見通したものであります。

次のページに示しております体系図をごらんください。改定案は、体系図の土台部分であります本県スポーツの現状と課題を受けまして、県民意識の高揚、人材の育成とネットワークの活用によりますスポーツを支える環境の充実を図りますとともに、次代を担う子どもたちの体力向上の推進、県民総参加型のスポーツの推進、感動と夢を生み出す競技スポーツの推進という3つの方策から、生涯スポーツ社会の実現を目指すという内容構成になっております。

恐れ入ります。前のページにお戻りください。4の方策をごらんいただきたいと思います。それぞれの方策におきましては、目標、施策さらには具体的取り組みを示すことで、その方向づ



けを明確にし、本計画改定のねらいに迫ることとしております。各方策の具体的取り組みの内容としまして、まず、4の(1)の次代を担う子どもたちの体力向上の推進では、③に体力向上対策、幼児等に対する体力づくり支援、小・中・高等学校への支援を掲げております。

次の(2)の県民総参加型のスポーツの推進では、③に総合型地域スポーツクラブの設立、県民総参加型のスポーツの推進、指導者、スポーツ・ボランティアの充実、情報提供の充実、既存施設の有効活用を掲げております。

次のページをごらんください。(3)の感動と夢を生み出す競技スポーツの推進では、③に選手の育成強化、指導者の養成・確保、競技における支援体制の充実を掲げております。詳細は別添の宮崎県スポーツ振興基本計画(改定案)にお示ししております。今後、パブリックコメントを実施いたしまして、県民の意見なども反映させた上で、2月県議会への上程を予定いたしております。

続きまして、常任委員会資料の17ページをごらんください。平成20年度児童生徒の体力・運動能力調査結果についてでございます。この調査は、本県における児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、体力・運動能力の向上を図ることを目的に、公立の小・中・高等学校の全児童生徒を対象に、平成16年度から実施をしているものでございます。今年度、4月から7月にかけて実施いたしました調査結果がまとまりましたので、資料に基づいて御説明をいたします。

1の全国との比較と2の本県の前年度との比較についてまとめておりますが、次のページの図表1で御説明をいたします。図の左側をごらんいただきたいと思います。本年度の本県の結果と昨年度の全国平均値との比較でございます

が、縦に男女別に学年を、横に調査項目を示しており、前年度の全国の平均値を上回っている項目を二重丸で示し、反対に下回っている項目を黒い三角でお示ししております。調査項目は小学校が持久走を除く8項目、中・高等学校が持久走とシャトルランが選択にはなりますが、9項目、全部で204項目となります。一番下の総計の欄に示しておりますように、平成20年度は204項目中、全国平均値を上回った項目が127項目、62.3%でありました。

次に、右側の欄に示しておりますが、本県における前年度の平均値との比較でございます。一番下の総計の欄にお示ししておりますように、平成20年度は164項目、80.4%が平成19年度の平均値より上回っており、昨年度の伸びであります61.3%を上回った結果となっております。これらの結果につきましては、これまで取り組んでまいりました子供体力育成に関する事業の成果があらわれてきているものと考えているところでございます。

恐れ入ります。前のページに戻っていただきたいと思っております。今後の取り組みでございますが、本年度からこれまでの事業内容を一部改善いたしまして、1の小・中・高等学校への体力向上対策、2の体力づくり講習会、また3の小・中・高等学校への支援など、具体的施策に取り組んでいるところでございます。これらの事業成果を検証しながら、健康で明るい「郷土の宝『宮崎人』づくり」を推進してまいりたいと考えております。スポーツ振興課につきましては以上でございます。

**○押川委員長** 以上で執行部の説明が終了いたしました。

時間が12時前が15分ということですのでありますから、質疑におきましては、午後1時から再開と

いうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そういうことで暫時休憩をさせていただきます。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分再開

○押川委員長 委員会を再開をいたします。

まず、議案第1号、30号、31号、37号についての質疑を受けたいと思います。

○福田委員 指定管理者についてですが、意外と候補が少ないわけですが、これはやっぱり専門的な、いろんな知識と申しますか、設備がなければできないですよ。学校法人が1カ所入っていますが、どんな感じを受けられましたか。

○得能スポーツ振興課長 今おっしゃったように、本県で第1期に制度を導入した際に、いろんな説明会等に来られた方々というのは多かったですけれども、今回、第2期目ということでの募集をさせていただいたわけですが、やはり前回よりも若干少ない方々が手を挙げられたという状況でございます。考えられる理由としましては、委員おっしゃいましたけれども、非常に大きな広大な施設を有しているということもありまして、また芝だとか樹木とか生きたものを対象にしているということもございまして、そういった関係では、同種の事業者が非常に県内には少ないのではないのかなという気がしているところでございます。

○福田委員 次に、指定管理料ですが、特に総合運動公園、年間3億6,000万ぐらいになっていますが、これの大項目での内訳はどういう。

○得能スポーツ振興課長 まず、県体育館関係ですけれども、スポーツ施設協会のほうが、人件費と賃金ということで考えますと、5,700万で

ございます。それから、今度は運動公園になりますけれども、人件費、それから賃金を合わせて4億4,600万でございます。

○押川委員長 年度ごとでいいですから、21年とか22年で大体の内訳を教えてくださいということです。

○得能スポーツ振興課長 大きく人件費と賃金、それから事業費を合わせまして、21年度が3億6,000万でございます。

○押川委員長 だから、その内訳ですよ。その人件費とかですね。

○得能スポーツ振興課長 人件費が21年度7,700万でございます。それから、賃金が6,900万でございます。あと、光熱水費が7,900万でございます。それから、委託料が6,100万。主なものとしては、そういったことでございます。

○福田委員 人件費と賃金の区分けは、これは職員と臨時的な区分けでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 そうでございます。

○福田委員 それから、総合運動公園はかなりの植栽があるわけですが、これの管理費はこの項目に入るのでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 植栽の管理につきましては、公園下水道課のほうで担当しております。

○福田委員 じゃこれはスポーツ競技に関する管理委託と、こういうふうに解釈するんですね。

○得能スポーツ振興課長 そうでございます。

○福田委員 そうしますと、この運動公園は、両方合わせますと、単年度で植栽関係から何からしますと6億ぐらいですか。どうなっていますか。そこではわかりませんか。ちょっと各部門について。

○得能スポーツ振興課長 合わせての額はちょっとわからないところでございます。

○福田委員 実質的な委託料の関係での通常行われます入札のような競争関係というのは起こりがたいわけでしょうか。どんなでしょうか。点数制ですから。

○得能スポーツ振興課長 金額だけでというのはなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○図師委員 では、今の指定管理者の指定についてなんですけれども、応募団体がそれぞれ2団体ずつなんです、ホームページ等で応募内容が公開されているものと、あと説明会が1回行われているかと思うんですが、その説明会に来られた団体数というのはおわかりですか。

○得能スポーツ振興課長 体育館とライフル射撃競技場につきましては3者でございます。それから、総合運動公園関係につきましては7者でございます。

○図師委員 その3者、7者の方々が結局正式な応募まで至らなかったというのは、それぞれ理由があるかと思いますが、私が聞くところによると、公募されている内容よりも説明会で話を聞く内容がより詳細になるのはわかるんですが、公募されているときにもっと詳細な内容を公開して、説明会に行ったときにそのギャップがないようにしてほしいと。せっかく説明会に行くには行ったんだけど、見聞きしてた公募内容よりもかなりハードルが高くなってしまって、正式な応募に至らなかった、至れなかったというようなクレームめいた意見を聞いたことがあるものですから、もっと公募する段階で詳細な内容の公開というのはできないものなんですか。

○得能スポーツ振興課長 募集要領に基づいて開かせていただいたわけでありましてけれども、

中には、現地で説明をさせていただく中で、ずっと具体的に伺われた団体もあったところではあるんですけども、それぞれ受けとめ方もあったのかなというふうに思っているところでございます。

○図師委員 より公正さ、公平さを担保する上でも、早い段階から、また細かな内容までの公開を希望します。

それと、もう一つ、別の角度なんです、この指定を受けた宮崎県スポーツ施設協会のほうには、県のOBの方というのは何人ほど勤務されているのでしょうか。それは、正式な方、また委託をされるといいますか、パート的な存在で働かれる方を含めて、それぞれ数がわかっていたら教えてください。

○得能スポーツ振興課長 派遣しているのは、1名職員を派遣させていただいております。要請に基づきまして1名派遣をしております。それから、事務局長に県のOBの方が1名いらっしゃいます。あとは、役員として会長以下理事がいらっしゃるんですが、理事の中には校長先生を退職された方が3名ほど含まれております。以上でございます。

○押川委員長 それは一緒ですかね。運動公園のほうも同じですか。

○得能スポーツ振興課長 同じでございます。

○図師委員 今は事務局長がそう、理事の中の3名も一応OBの方が入られている。そのほかで雇用されている方の中で、県職員のOBの方はいらっしゃるかと理解していいですか。

○得能スポーツ振興課長 はい、そうでございます。

○図師委員 心配するのは、よく言われますこの指定管理団体がいわゆる天下り先になってはいないかというようなところが心配されるんで

すが、理事の過半数を超えてしまうと、そういうのがないような規定があるんでしょうけれども、極力そういう県民のほうから疑念を抱かれないような配慮をしていく必要があるかと思えます。

もう一つ、指定管理者選定に当たっての委員会がそれぞれ設けられておりますが、5名の委員のうち2人が県職員、3名が民間ということなんですけれども、やはり県職員の方が入れると、採点に関して既存の団体への配慮がされてしまうのではないかという疑念を抱く方がいらっしゃるかと思います。ここで聞きたいのは、採点結果のうち民間の方の3名が採点された点数は、財団法人宮崎県スポーツ施設協会と宮崎総合学院さん、それぞれ民間の方だけの点数を抽出した場合に、どれくらいの点数の差があるかはわかりますか。

**○得能スポーツ振興課長** 民間の方でいきますと、まず人数的には、運動公園のほうが2名でございます。1名が……。

**○押川委員長** 点数ですよ。

**○得能スポーツ振興課長** 今ちょっと合計を出しますので、しばらくお待ちください。

**○押川委員長** 時間がちょっとかかるようでありますから、ほかの質問を先に、御質問ございませんか。

**○川添委員** 指定管理者にちょっと関連しまして、先ほどの質問の続きなんですけど、今回の3カ年の指定管理料の合計額がここに出ていますが、前回のそれぞれの指定管理料の額は幾らでしたか。

**○得能スポーツ振興課長** 県体育館ですけれども、第1期が3年間で約9,000万でございます。今回が8,900万ということでございます。そして、運動公園のほう、第1期が約10億8,000万でござ

います。今回もほぼ同額ということでございます。

**○川添委員** あと、この両者の職員の人数は何名でしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** 施設協会のほうが合わせまして62名でございます。

**○川添委員** 62名で両者を受けているということですか。

**○得能スポーツ振興課長** そうでございます。

**○川添委員** やはり指定管理者の趣旨として、その団体の経営努力といいますか、創意工夫でより利用を高めていきながら、また経費の縮減に計画的に取り組んでいくというところが期待されるわけなんですけれども、それを高めていくために、またこういった選定作業も行われると思うんですが、前期と同額の指定管理料の額というのが若干やはり、いろいろ全国スポレクとかイベント等も予想はされるんですが、そこ辺の経営努力については、2番目の団体と比べて特段画期的な提案みたいなものはなかったんでしょうか。経費削減というところを含めて。

**○得能スポーツ振興課長** 縮減、経費削減等につきましては、第1期、いわゆる導入する時点で、かなりコストを落としてある状況でございましたので、第2期について、それよりも落とすということは、非常に職員の方々のモラルの低下だとか、そういったことにもつながろうかと思っておりますので、そういった点については配慮していかなければいけないというふうに思っております。

**○川添委員** 先ほども御意見が出ましたが、ほかの指定管理についてもすべて言えることだと思うんですけど、やはり競争性がぱっと感じ働いてないような感じがして、先ほどお話があったように、どうしても専門的ないろんな知

識、技術、そういったものも要しますし、それにかわる団体が少ないというのが一つあると思います。あともう一つが、既存の管理者が外れてしまうということは、そこでまた職員の方が雇用を失ってしまうという問題もあろうかと思えます。そういったところをうまくフォローしながら、いろんな指定管理者によって対応はあろうかと思うんですが、今後、競争性を働かせるために、ここが落ちてでも十分経営には影響がないというようなことで、また新たな提案をしてくれる管理者を本当に選択していくというような視点を、今後しっかり検討していかないといけないと思いますが、そこ辺はいかがでしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** やはり目的は住民の方へのサービスがどうやっていけるのかということ念頭に置いてやらなければいけないというふうに考えておりますので、十分その辺を考えながら今後進めていきたいというふうに思っています。

**○押川委員長** 議案について、ほかにございませんか。

**○太田委員** 議案第37号の、私も一般質問でしたので、確認の意味も含めてさせていただきたいんですが、この資料の7ページのところで、教員特殊業務手当額の改正というのがありますが、この中で修学旅行の引率の業務とか、そんなのはイメージ的にはわかるんですが、この中で、非常災害時等緊急業務、それから児童生徒緊急救急業務、児童生徒緊急補導業務というのは何か、どんなものか、イメージがちょっとわからんものですから、頻繁に起こるものなのかどうかも含めてちょっと教えてください。

**○堀野教職員課長** 今言われた緊急的な補導業務とか災害緊急業務なんですけれども、これは

中身としては昨年度も実績はありませんでした。中身として申し上げますと、非常災害時とかそういったときに、児童もしくは生徒の保護に当たるとか、あと生徒が負傷・疾病に遭ったときに救急に当たるとか、あと補導業務というのは、出てきた場合に、そういった従事した場合に支給されるという手当になります。

**○太田委員** めったにないことなんだなというイメージではわかりました。それと、8ページのほうですが、学校組織のイメージが2つ書いてありますけど、これも5年間で段階的に設置をしていくということで、5年後にはある程度の形が完成するということではありますが、このイメージ図で、「これまでのイメージ」の中に「主任」と白い枠の中に書いてありますが、これまではこの主任の人たちは、それぞれの学校の校長先生が任命して、あなたが主任になってくださいということとされてきたんですよね。そういう意味では、非常に柔軟なものであったらと思うんですよね。今回、今度はこの右の図の「主幹教諭」等は、一つのそういう試験を受けてなられるということで、またそういう特別な給与体系の中に入っておるということで、この人たちは、いわゆるそういう主幹教諭になった場合には、降格なりは特別な理由がない限りできないと思うんですよね。それはそれでいいんですよね。

**○堀野教職員課長** まだ検討段階なんですけれども、教頭、校長から一般教諭に、リフレッシュ・リトライ制度というのがあります。これは教頭をされていて、また一教諭に戻りたいとか、そういった制度なんですけれども、リフレッシュ・リトライという制度があります。この主幹教諭についても、そういった制度の導入については考える余地はあるのかなというふうには考えて

はおります。以上です。

**○太田委員** 一般的には多少そういうふうな資格を、この教員になられた場合には、特別な理由がない限り、今までは主任の場合は、転校すれば、その学校では特別校長先生から言われなかったから、おれは授業一本でいくよという人も多かったろうと思うんですね。柔軟性という意味では、今度はきちんと任命されてその責を全うせないかんわけですが、最初5年間でということですから、こういう主幹教諭という人たちも最初はそんなにいないと思うんですよ。なられて、この人がほかの学校に例えば異動になった場合には、この人は異動になったところでも主幹教諭という立場でそこに行かないかんわけでしょうから、異動ということが教育委員会の立場に立てば大変判断が難しくなるんじゃないかなと、簡単には動かせんなど、うまく相手側の人が出て行ったときに後に行かせないかなとか、そりゃ主幹教諭だから普通の主任に戻すことはできんわけだというふうなことも考えると、そういう組織の配慮せないかんことがたくさんあるんですよという確認をしたいと思えますけど。

**○堀野教職員課長** 御指摘のように、職として位置づけますので、従来の主任とは違って、A学校からB学校に行ったとしても同じ主幹教諭ということになります。したがって、異動に当たっては、そういった部分も十分考慮しながらやっていかないといけないというふうにご考慮しております。以上です。

**○太田委員** ということで、例えば異動先の学校には主幹教諭というのは必要ないような規模の学校であったりすると、その人を異動させる場所が、またどこに持っていこうかなということもあるのかなということと、それと、こういう

ことはめったにないとは思いますが、その主幹教諭に命ぜられた人がどうもうまくいかないというような、人格的にと言ったら非常に申しわけないんですが、何かそういうのが発生した場合に、そういう異動にいろんなまた配慮せないかんこともふえますよねという意味で、これは試行とは言いませんけれども、きちっと5年規模で段階的に入れていくということですから、いわゆる教育委員会としても、今度新しい制度を導入したことによって起こる問題等については、現場の意向も十分酌んで、折々にきちっと検証してもらおうというか、どうかなというお互いの意見交換の作業なんかをぜひやっていただきたいと思うんですよ。入れる以上はうまく回してもらわないかんわけですから、何か無理がどこかのところに生じたり、どうもそれが直らなかったでずっといってもいかんわけですから、一応検証といいますか、そういうことをぜひ柔軟にやってもらいたいということ、そういう形になっていますかね。

**○堀野教職員課長** おっしゃるように、新しい制度を入れますので、いろんな課題が出るのが予想されています。したがって、5年間で現場の声も聞きながら、また校長先生の声、教育長の声等々を聞きながら、いわば大きな法律の枠内ということにはなるんですけども、いわば宮崎県モデルみたいな、そういった柔軟に対応していきたいなというふうには考えております。

**○太田委員** わかりました。今言われたように、校長先生の声も聞きながらということでもありますので、ぜひそういう形をやっていただきたいことを要望として上げておきます。

**○得能スポーツ振興課長** 先ほどの図師委員の御質問でございます。民間の選定委員の3名分

の合計ですけれども、まず県体育館関係ですが、施設協会が262点、総合学院が246点でございます。そして運動公園のほうが、施設協会が264点、総合学院が223点でございます。以上でございます。

**○図師委員** 私が心配したのは、選定委員の方の中に2名県職員がいらっちゃって、指定管理団体のほうには県のOBの方なり派遣の職員がいると、やはり身内意識が出て採点が公平に行われないのではないかという心配をしたんです。民間の方であれば、そのあたりの判断は客観的にされるでしょうから、あえてその点数を聞いてはみたんですが、結果、採点結果が逆転していることありませんでしたので、冷静な判断に基づいた結果だろうと思いますが、今後、より民間の選定委員の方をふやされるなり、さらなる公平・公正さを担保した審査が行われるような努力はしていただきたいと思います。以上です。

**○田口委員** ちょっと基本的なことを教えてください。8ページの副校長の配置案のところでございますが、「2人の教頭が配置されている大規模校」というのがありますけれども、たしかうちの子たちが前、大宮小学校に行っているときにたしか教頭が2人いたかと思うんですが、この大規模校の基準はどのあたりになっているんでしょうか。教頭を2人配置する基準。

**○堀野教職員課長** ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

**○田口委員** できたら基準と何校あるかですね。

**○押川委員長** 基準と何校あるかということですよ。2つお願いします。

**○堀野教職員課長** 小学校の場合が29学級以上です。中学校の場合が26学級以上になっています。高校のほうは手元に数字がないものですか

ら、ちょっとお待ちください。配置校なんですけれども、中学校が1校、あとは県立学校が13校になります。以上です。

**○田口委員** じゃここに出ている数字が、全部教頭が2人いるのをすべて網羅しているというわけじゃないですよ。ほかにもあるということなんですよ。

**○堀野教職員課長** この中学校1校、県立学校13校については、2人の教頭がおります。小中一貫校というのは、これは日向の大王谷小中学校を想定しているんですけれども、あちらの場合も、中学校のほうに校長先生がいらっちゃって教頭先生がいらっしゃる。小学校の場合には、教頭先生がお二人だったと思うんですけど、いらっしゃると。そのうちの1人を副校長にしようという考え方であります。以上です。

**○田口委員** 要するに、今、県内の2人教頭がいるところには全部副校長がつくということでしょうか。

**○堀野教職員課長** そのとおりでございます。

**○田口委員** じゃ今言ったのは、ちょっと説明がありましたけど、2人教頭のいるうちの1人が副校長になる、それとも2人教頭がいるところに新しく副校長が来るでは、最初のほうが正しいんですか。

**○堀野教職員課長** 2人教頭制のところのそのうちの1人を副校長として配置するという考え方であります。それと、先ほどの教頭の配置基準なんですけれども、高校の場合が生徒数が921人以上の学校に配置するというふうになっております。以上です。

**○田口委員** ちょっと先ほど話があったかと思いますが、小中一貫校というのは、さっき大王谷とか言いましたが、これは小学校にも中学校にも、どちらにも校長は合わせて1人しかいな

いということになるんですか。

○堀野教職員課長 大王谷の例で申し上げますと、中学校に校長先生がいらっしゃって、その方が小学校の校長を兼務しているという形になっています。その校長を兼務している校長先生がずっといらっしゃらないところについて、教頭先生を副校長として配置するという考え方です。

○田口委員 じゃその県立学校13校ありますが、これには中高一貫は入っているんですか。

○堀野教職員課長 中高一貫と申しますと。

○田口委員 五ヶ瀬と西高ですか。

○堀野教職員課長 これはクラスが少ないものですから、対象としては入っておりません。以上です。

○押川委員長 ほかにございませぬか。議案についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 じゃその他報告事項についてお願いをいたします。

○図師委員 特別支援学校の整備計画についてお伺いしたいと思いますが、平成21年度から5年をかけて、それぞれ高等部設置をする計画が出されておりますが、非常に具体的で前向きな計画になっておられるようで、大変評価したいと思います。その内容をちょっと詳しくお聞きしたいんですが、県内はまだ4校ほど高等部設置の必要性があるというふうに明記されておられるんですが、この4校を同時に同じ年度内に開校というのは難しいかと思われませんが、年次のどのような計画になっておるのか教えていただきたいんですけれども。

○瀬川特別支援教育室長 まだ具体的にはいってないんですけれども、順序等につきましては、財政状況とか緊急性等を勘案しながら検討して

いきたいと思っております。

○図師委員 それでは、この整備計画（案）の8ページの図を見ながらちょっとお伺いしたいんですが、どの高等部についても必要性は十分認められるわけなんですけれども、県内全域を同じような教育を受けられる体制をとるとするならば、特に県央地区、西都児湯、日向入郷圏域というのは高等部が1校もありませんで、それは人口にもよるといことがあろうかと思いますが、宮崎市内については4校ほど高等部が設置されておって、西都児湯地域は一つもなく、注目していただきたいのは、みやざき中央支援学校の高等部は185名いらっしゃいます。これは、児湯郡からもかなり通学されている生徒さんがいらっしゃいまして、その通学にかかる時間、保護者の方々の労力等々を考えると、こういう高等部がない地域をやはり優先的にというふうに考えます。ですから、今後、その順序は決められていかれるとは思いますが、生徒がどこから来ているかとか、どのくらい時間をかけて来ているかとか、また寄宿舎等も設置されているようですが、その寄宿舎の利用がどの地域が多いかとか、そういう選定基準というものをしっかり設けられて、優先順位といいますか、設置を進めていっていただきたいなと思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○瀬川特別支援教育室長 今からパブリックコメント等をかけまして、いろんな御意見をいただきながら検討していきたいと思っております。また委員のほうからも御意見をいろいろ御指導いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○図師委員 保護者の方から、どの地域もそうでしょうが、待望論をたくさん私も承ってきていますので、またそのあたりの意見交換を随時



させていただければと思っています。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 資料の12ページの点検・評価の方法というのがありますが、きのうの一般質問でも出たようですけど、この中の3の2の戦略評価委員会、学識経験者ということでしたが、これは構成としては何人で、どのジャンルの人たちが入っているという構成、ちょっともう一回確認させてください。

○金丸総務課長 戦略評価委員会のメンバーの方は9名でいらっしゃいます。職名を申し上げますと、公立大学の学長さん、あとNPO法人の方がお二人、あと国立大学法人一橋大学大学院の教授の方、それと林業研究グループの連絡協議会会長さん、それと労務管理事務所の代表の方、販売戦略コンサルタントの方、これも同じでしょうか、コンサルティングのディレクターの方、それと宮崎大学の准教授の方、以上9名の方でいらっしゃいます。

○太田委員 それと18ページの体力・運動能力等の調査結果という表がありますが、これは説明があったかもしれませんが、このテストを受ける側の人数というのはどのような人数になるのでしょうか。全校生徒とかいうことではないんですよね。

○得能スポーツ振興課長 公立の全小・中・高等学校でございます。すべての児童生徒でございます。

○太田委員 データとしては全員から出ているということですね。

○得能スポーツ振興課長 そうでございます。

○太田委員 わかりました。ありがとうございました。

○井本委員 もう一回、12ページの戦略評価委員会ですが、これは全く知事部局と同じ人がや

るわけですか。

○金丸総務課長 今回の点検・評価につきましては、ここにも書いておりますように、宮崎県政策評価システムという既存のシステムを活用させていただきました。したがって、今までも知事部局と同じ歩調で政策評価を行ってきております。それを今回のこの点検・評価の制度の中でも活用させていただいたということでございます。

○井本委員 その分野その分野のエキスパートが評価せんことには私はわからんと思うんですけどね。その中でどの方が教育分野にたけた人がおるんですか、9人のうち何人ぐらい。

○金丸総務課長 先ほど9名の方の職名を申し上げます。公立大学の先生とか宮崎大学の准教授さんとか、あと一橋大学の大学院の方とか、そういう専門の方々も入っておられます。

○井本委員 だから、その中で教育分野の人は何人おるか。そんなのは教育分野とは言わんのよ。その中だって工学部の人がおれば電気をやってる人やらおるわけだから。それで教育をやっている人はどのくらいおるのかと言ってるわけです。

○金丸総務課長 今、手元に持っておる資料の中で、今申し上げた委員の中で教育をやっておられるかどうかというもので、ちょっと手元に持っておりません。

○井本委員 願わくば、何もかも9人じゃなくて、分野分野ごとにエキスパートをびしっと頼んで、それで各グループごとに9人ぐらいの感じでやらんと、全体を9人でと、この委員会より悪いじゃないですか、はっきり言って。だから、もうちょっとびしっとその辺はやらんといかんような気がいたします。それから、第三者というのは、これはこのごろ決まった法律です

か。

**○金丸総務課長** 常任委員会資料の11ページの第1の背景のところでございますけれども、この地教行法27条第2項で、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定でございます。

**○井本委員** 20年4月1日と書いてありますね。それで、これは第三者ということは、だれが決めるんですか。だれが委嘱するの。

**○金丸総務課長** 12ページの第3に書いておりますように、今回こういう制度が設けられましたが、この制度をどういう形で活用していくかにつきまして、知事部局と同様、従来から行っています政策評価がございます。この政策評価を活用しておりますので、この戦略委員会のメンバーにつきましても、知事部局、これは県民政策部の総合政策課のほうが中心になってやっておりますが、こちらのほうから委嘱をされているということでございます。

**○井本委員** だから、第三者と言う限りは、客観的な評価をもらわないかんということで、第三者という言葉がついとるんだろと思うんですよ。委嘱する人が自分の都合のいい人を選んだら、そんなのは第三者とは私は言わんと思うんだよね。だから、第三者と言う限りは、本当に第三者のシステムをつくらないかのじゃないでしょうかね。例えば県議会に第三者を選んでくれと頼むとか。あなたたちが自分で第三者と言っても、それは自分の都合のいい人たちを並べるだけだと、私はそんな気がするんですよね。その辺のことはどうですか。

**○金丸総務課長** 今回、20年4月1日から設けられた制度でございまして、どのような形で点検・評価をしていくかについて検討し、各県と

も情報交換を行いながら、今回は既存の制度を活用して行うということにしたところでございます。委員おっしゃった御意見も参考にしながら、今後、検討していきたいというふうに思います。

**○井本委員** お願いします。それから、黒表紙の張ってある表紙の第三者委員会やら評価したのですが、この重点項目というのはどなたが選ぶんですか。

**○金丸総務課長** この評価シートの様式でございますが、これは「新みやざき創造計画」という名称の長期計画を持っておりますけれども、これを進行管理するための「新みやざき創造戦略」という戦略を持っております。その中で、その戦略を実施するための工程表というものを定めておまして、その工程表の中で、それぞれの担当部局において重点項目は何なのかということをお定めております。

**○井本委員** 要するに、部局であなたたちが勝手にこれは重点項目だと選んだんだな。

**○金丸総務課長** そうでございます。

**○井本委員** そうですか。わかりました。だから、重点項目、あなたたちが選んだものを向こうの戦略委員会がまた検討しておると、そういう形ですな。そういうことですね。

**○金丸総務課長** はい。

**○井本委員** だから、それが本当に重点なのかどうかということをお自分たちで勝手に選んでやるというのがちょっとおかしいなという気がしますね。それから、大体、この前、戦略評価委員会は、たしか全く同じ戦略委員会は5時間だけでしたね。だから、5時間でこんなのをやって、しかもエキスパートでもない人間がよう書くなという気がするんですけど、それはどう思いますか。

○金丸総務課長 この政策評価につきましては、内部評価と外部評価という2本立てでできております。基本的には内部評価をいたしまして、そこで先ほど御説明しました評価シートにつきましても、これは一義的にはそれぞれの部局でもってつくるという構成になっておりまして、第2番目に外部評価としまして戦略評価委員会がその進捗状況について評価をしていくと、そういう2段階構成でできております。

○井本委員 その外部評価、何回も言うように、外部じゃないと私は思ってるわけよな。あなたたちが自分たちで選んで。例えば、教育長がおって、こうやってあって、その上に教育委員会というのがあるわけでしょう。私はそれからすると、教育委員会だって外部じゃないのかなという気がするんだよね。その上、もう一つ重ねてまた評価委員会と、こうきてるわけでしょう。何だ、今度はまた評価委員会の評価をまた評価する。だから、本当にぴしっと外部委員会と言うなら、本当に外部のようなメンバーを私はそろえないかと、もう一回もとの話に戻るけど、それは言葉のあやで、まあいいですわ。ぴしっとしてください。

それで、今度は4ページに参りますが、こちらで説明するときには、BとかAとかいう理由を言うんだけど、当然これは、請求があった場合は外に出す資料なわけでしょう。すると、これだけ見たら何でBやらAやら、ちょっとわからないんですよね。これは何でBでAなのかというその辺のことを、やっぱりちょっと書いとかなといかんのじゃないのかなと。これだけ見たら、何でこれがBでこれがAなのかということが、どうもよくわかりにくいんですけど、どうなんでしょうか。

○金丸総務課長 工程表というものがございま

して、それはきょうの委員会では配付いたしておりませんが、計画を進めていくときに、例えば数値的な目標も含めた工程表というのが別にあります。そういったものに照らし合わせて見たときに、工程表どおりに進んでいるかどうかというような観点でA、B、Cの評価をしております。

○井本委員 わかりました。それなら工程表を見ればわかるということですね。

もう一ついいですか。もう一回もとのこれに戻りますが、宮崎県スポーツ振興基本計画改定案ですが、昔、とにかく国体で宮崎県が最下位を何回か続けたときに、特別委員会をつくって、何とかせないかんがということで、私もその委員会に入っているいろいろ勉強しましたが、そのときのことを踏まえてこういう案をつくっているんだろうと。そのとき一番問題になったのは、まずはお金だと、それから人間、人材だと、そして組織の連絡というか、ここに書いてあるネットワークだと、そういうことだったように記憶しておりますけど、こうやって一つの改定計画をつくったときには、ここにあるのはすばらしいんだけど、今言ったお金という問題が実際一番大きいと私は思いますよ。これについては何も書いてないわけですよ、ここには。どのくらいお金が今後かかるというようなことは。やっぱり計画という限りはお金というのは特に大切なんだということがある。金がかかるんじゃないのかなという気がするけど、それはだれに聞けばいいんですかね。

○得能スポーツ振興課長 今回お示しさせていただいております基本計画につきましては、あくまでも考え方、大きな柱、指針となるべきものをまとめるという考え方でおります。今後これに基づきまして、これをいかに具現化してい

くのか、そのためにどのような予算を計上していかなければならないのかということ、今後、これを認めていただくようになれば、次の作業としてそういうことに取り組んでいくということでございます。

**○井本委員** 話が私は逆だと思うけどね。何やるにしてもお金がかかるんだったら、この計画を立てるには何億ぐらいかかりますよと、実行していくのは。大ざっぱにでも、やっぱり計画なんだから、あなた方がピクニックに行くのに、あそこの計画だけ立てて、その後、じゃ立てました、お金は後から算段しましょう、こんなことはないでしょう。計画を立てるのに、あそこに行くのにどのくらいかかるというのは当然出るんじゃないんですか。そういう計画、お金の算段は全然せんで計画を立てるものなんですか。

**○得能スポーツ振興課長** 今、例えば教育委員会の予算の中で、スポーツ振興課のほうで計算させていただいている予算がございます。この予算がすべてこの振興計画の政策の具現化ということで、その予算を今後反映させていくというふうに考えているところでございます。

**○井本委員** 余りわかりませんが、とにかくこれに限らずなんですよ。何か計画を立てるときには必ず金が要るということは当然なんだから、その辺のお金はどのくらいかかるという計画の中には私は立てないかのじゃないかなといつもいつも思っているんですね。たまたまこれが出たから、そんな話をしたわけです。結構です。

**○田口委員** ちょっとお伺いします。11月29日に延岡で、東国原知事と延岡市長の懇談会とかパネルディスカッションがあったんですが、そのときに、ちょっと私は出席していないんですが、出席した人からいろいろ聞かれたんです

が、西高跡地に延岡総合特別支援学校、何か「22年の4月に立派なのができます」と知事が言ったと聞いておるんですけども、これは知事の勇み足だと思えるんですけども、出席した人から「意外と早くできるんですね」という話を聞いたんですが、そのような計画で進んでおるんですか。

**○渡辺教育長** 私も直接その場に居合わせなかったものですから、明快なことはお答えできないんですが、22年4月という、その流れで言ってしまったのか、ちょっと知事御本人に確認しておりませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんけれども、ただ、あれだけの広大な敷地のあれだけの西高の校舎、設備等がある中ですから、突貫工事で仮にやっただとしても、22年4月というのは大変厳しいんじゃないかなと私は考えております。

**○押川委員長** その他のその他に入ります。どうぞあわせて。

**○萩原委員** 一番古い人間だから、私は何事にもこだわっておるんですけども、その他のその他だからちょっと話してみたいんですが、教育というのは、やっぱり不易と流行、温故知新が基本的になきゃいけないと思っているんですよ。そこで、教育長、次長を見てみると、満丸次長が一番教育現場には詳しいでしょうからお伺いしますが、教師と学校の事務員の役割は何なんですか。それをちょっと、事務職員と教師。

**○満丸教育次長（教育振興担当）** まず、教師は当然児童生徒の教育をつかさどるといいますか、そういった職務を担っております。事務職員はどちらかというと、教育条件を整備していく部分で事務に従事するというところで、例えば教職員の給与管理あるいは旅費の計算とか、さらには学校の施設設備、備品の予算策定とか、

そういった部分で役割を分担しております。

○萩原委員 そうすると、事務職員が子供たちあるいは学生・生徒のしつけあるいは行動を指導するということがあるんですか。

○満丸教育次長（教育振興担当） 学校というのは、直接的に指導するのは教師でありますけれども、学校という組織そのものが教育機能を持っておりますので、当然すべての職員がそういった観点から、問題があれば当然注意を促す、あるいは指導するということは、いろんな場面でございます。

○萩原委員 私は、日常の言動の規範、一挙手一投足、言動、それがずっと続いていくと固定観念化していくんですよね。私はよくこう皆さんの話を聞いていると、皆さんたちは当事者だからそうは感じないかもしれないけれども、教師と事務方を一緒にひっくるめて教職員と言っているんだろうと思うんですよ。私の考えですよ。教職員と言うのと、字でいえば1字か2字の違いですけど、教師と職員と言うのとは、わずか1字か2字ですよ、タイプ打つでも簡単なものですよ。なぜ区別しないんだろうかなと、こう思うんですよ。私はなぜこういうことを言うかということ、ある先生が、これは前の決算のときも話したと思うんですけど、教師というのはやっぱり先生ですよ。事務員はやっぱり事務員ですよ。だから、それを十把一からげでするものだから、先生方、教師の自覚が低下してきておるんじゃないかと私は思うんですよ。周りの人たちが、先生たちが例えば3人でPTAの地区の懇談会に来ましたと。PTAのPのほう、ペアレントのほうですね。ペアレントのほう、その先生、教職員やろうと、こうなってくる。非常に物の言いよう、受け取りようでしょうけれども、私は学校の先生方がそういう

教職員と呼ばれることで、本人たちは気づいてないかどうかわかりませんが、この前もお話ししましたけれども、何かこう労働者みたいな感覚になっているんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか。

○満丸教育次長（教育振興担当） 先生方はあくまで教育という特別な職務を担っておりますから、そういった点では、一般の公務員と違って教育公務員と言われるほどに、やはりそこ辺の自覚といいますか、認識は持っていると思います。したがって、通常の自分の立ち居振る舞いにしましても、及ぼす影響は非常に大きいのでありまして、当然自覚を持って行動すべきでありますから、普通の事務職員の方は間接的に学校運営にかかわっておりますけれども、先生方はまさに直接的に最も多く児童生徒に接して、いろんな形ではかり知れない影響を及ぼしていくという面では、おのずとそこは異なってくると思います。

○萩原委員 私は、都城で南小とか姫城中のPTA会長もさせていただきました。学校の事務職員の人を下に見て言ってるんじゃないですよ。事務職員はあくまでも事務職員なんです。子供たちに、「あら先生か」と聞いたら、「いや、本当は事務職員ですけどね、先生と言わんと御機嫌が悪いんですよ」と、こういうようなことがあったんです。子供もある程度にくと、本当は先生じゃないんだけど、先生と言わんと御機嫌が悪いから、先生と言わんといかんとよねという、子供のときからそういうことを、世の中ってそんなものなんだということを教えているような気がしてならないんです。だから、教師と職員というのは、ある程度、学校の現場でも、小学校2～3年までは低学年ですからわからないだろうけれども、世の中のことが少し

ずつわかり出したときに、そういう呼び方もぴしゃっと変えないかと思うんですよ。ですから、私は十把一からげで教職員という呼び方は大嫌いなんですよね。前もお話したと思うんですが、私もおふくろが教師でした。おやじがいつも言ってました。やっぱり先生になる以上は教員じゃいかんのだと、員では。教師でなきゃいけない。伸びる子供の教育は、伸び行く人が携わらなければ子供は伸びないということをよくおやじが言っていましたけどね。だから、そういうことを考えると、通常、そういう一挙手一投足、その言動の中に、常に学校のトップの人たち、管理職の人たちがそういうことを、普通の若い先生たちにかかるときでも、例えば何々先生、何々先生、若くても先生と言いながら、子供の前でも本人が自覚するようにする必要があると私は思うんです。

それともう一つ、これは前も話したことがあると思うんですが、大学を出てきたり、あるいは専門学校を出てきて教師になりました。若いのは二十ぐらい、22から、今ごろは27~28になって先生になってやっと合格したりすることがあるんですが、校長先生に向かって「校長さん」と言うんですよね。間違いじゃないんですよ。「校長先生」と言おうが「校長さん」と言おうが、間違いじゃないんです。子供の前で「校長さん」とか「教頭さん」と、若い先生が57~58の先生に向かってそういう呼び方をすると、子供までがまねするんですよ。子供がまねするから、今度はPTAのPのほうが地区懇談会のときに「校長さん」と、こう言うわけですね。私は日本の文化というのは何なのかと、そういうことが何か言葉じりをとらえるようだけれども、「校長先生」よりも「さん」のほうがいいんだというような言葉狩りをして「校長さん」と言

いよるんじゃないかなと。そういう現場が結構あると思うんですが、ここにはティーチャーが相当いらっしゃいますが、若い22~23の先生になったばかりの人が、57~58の校長先生に向かって「校長さん」「教頭さん」という呼び方をすることは見かけませんか。どうですか。好ましいと思いますか。

○満丸教育次長（教育振興担当） 私の経験からすると、「校長さん」という呼び方を耳にしたことはないんですけれども、通常は一般には「校長先生」「教頭先生」というような呼び方をしております。今、委員おっしゃったように、私も先生にあこがれて教師になったつもりなんですけれども、やはり心のうちでは常に教師たる自覚を持って学校現場では教育に当たってきました。やはり古い言葉の中には「師」という言葉がありますが、私たちは師の道を目指して教師を貫いていたという自覚を持っております。昔は師弟関係といいますか、師と、それを教えてもらうというのは、そこには当然上下の関係があり、先輩・後輩あるいは目上の方というきちっとした人間関係のけじめがありましたけれども、最近、一般によく言われるのは、先生と児童生徒の関係がやや緩みが生じてけじめがつかなくなったと、そういうことは問題でありまして、そこには当然人間としては対等であっても、やはり教師と児童生徒という点においては、しっかりとしたけじめをつけて接していくことが指導・教育につながっていくことと思います。

○萩原委員 私は6月の議会で教育長といろいろお話をやったんですけれども、子供の人権はあるんですよ。だけど、あるけれども、一人前の人権に育てるために教育をしよるんですよ。私は「げんこつでたたけ」とは言わなかったですよ。知事が「愛のゲンコツ条例なんてどうな

のか」という話になったんですけどね。やっぱりげんこつと暴力は別なんですよ。今、モンスターペアレントとこう言いますけれども、今マスコミの方もいらっしゃるんですが、モンスターマスコミなんですよ、今。いや本当なんですよ。寄ってたかってやるわけですよ。この前、きのうでしたかね、中村県議が、モンスターペアレントで先生がやられて、結局退職せざるを得なかった。私はよく言うんですよ。子供が将来どうでもよければ甘やかさない。子供が将来、本当の仕事を腕につけたり、一人前の人間にならなくてもいいんだったら、大いに褒めちぎって甘やかさない、物を与えなさいと言うんですよ。子供にすばらしい人生を送ってもらおうと思えば、やっぱり善と悪のけじめはぴしゃつとして、げんこつぐらいやりながら精いっぱい育てなさい。そうでなければ、今の日本の若い人、外国と比べて、アンケートをしたときに、自分の国を、自分の家を、自分の地域を愛するという心が一番欠けているのは日本人ですよ。どこに欠陥があるんだろうかなと、こう思うんですよね。中山成彬前国土交通大臣が言うところも一理あるんです。そうですよ。例えば、私もかつて昭和50年前半ぐらいは、学校の現場もかなり日教組でもめてましたよ。いわゆる同和の問題等が入ってきたころは。そのときの若い先生たちの校長先生やら教頭先生に対する物の言いようといったら、これが教師かよというぐらいの雰囲気でしたよ。だから、そういうところを考えると、やっぱり教師というのは、聖職と言うのは非常に荷が重過ぎると言う人もおるかもしれないけれども、やっぱり聖職ですよ。そこら辺を考えながら、教育委員会は各学校のいろんな指導をしていく必要があるんじゃないかなと、こう思うんです。きょうはここの中で

僕が一番年寄りだからですね。やっぱり不易と流行というのは、変えていいことと悪いことのけじめはぴしゃつとつけないと、何もかも変えればいい、何もかも新しければいいという問題じゃないと私は思うんですよね。その辺を、これは予算委員会のときに、その他のその他だから、お許しいたいてやってみたいと思いますが、もう一つだけちょっと最後に質問しますが、警察は赴任地に大体7～8割行っているんですよ。これは10何年前に一回問題になったですね。学校の先生たちは赴任地には、管理職は行くけれども、普通の一般教師の皆さんは行かない。どっちかという、教育の格差じゃないけれども、我が子はなるだけ宮崎におらして、あるいは通勤できる人は通勤する。これはモンスターペアレントを生む要因の一因であるということも全く否定はできないと、こういうところがあるんですよ。というのは、各地区のPTAで地区懇談会というのをやります。大体夜ですよ。みんな商売したり仕事されていますから、7時とか7時半ごろからやります。そして、先生たちが、地元に住んでいない人は宮崎に帰らないかん、あるいは1時間以上かけて通勤しているときには、その地区のペアレントのほうとの懇親といいますか、そういうことができない。ですから、そういうところもあると思うんですが、先生たちは赴任地に一たん赴任された場合は、そこに住むように努力をなささいという項目もないんですか。管理職はある程度頭からありますよね。その地域に住みなさいとかいう、いわゆる俗に言う教職員住宅、先生方の住宅があるわけですけども、余りいいのはないですけどね、ぼろばかりで。その辺はどうですか。

○満丸教育次長（教育振興担当） 非常に難し

い問題なんですけれども、教師、教職にかかわっている者に対する期待感というのが非常に大きいと思います。やはりいろんなクレームとかあるいはバッシングというのは、非常に教育に対しては極めて大きいのがありますが、それだけ逆に期待されていると、期待するものが大きいのがゆえにそういったものが出てくるのかなと思っております。したがって、学校の先生が地域に溶け込んで、児童生徒あるいは保護者と、そういったコミュニケーションなり、あるいは人間関係を築きながら教育に従事することが一番望ましいことだと私も思います。ただ、社会環境といいますか、いろいろ環境が変わりまして、必ずしもそういった状況がなくなっているということも事実であります。しかしながら、一般の例えば知事部局の人が通勤していても特に問題になりませんが、先生方が通勤すると、やっぱり保護者のほうからは、できるだけ地元において、地元に住んで、実態を知って教育に当たってほしいという要望等が多いということも十分承知しております。

○萩原委員 この辺まで来ると、引き続いて井本委員が言うんですけどね。きょうは黙ってるみたいですけど。もういいです。

○福田委員 文教の委員会におりますと、いやが上にも教育問題の記事が飛び込んでくるんですが、実は私は何回もこの文教の委員会に所属したんですが、勉強不足なんでしょう。年が明けますと、教職員の人事異動が行われます。ある県の記事が出ていましたが、今までブロック制をとっておって弊害が出たから、全県的に改めると。本県の場合は、人事異動のあり方は全県的ですよね、どうですか。

○堀野教職員課長 小中学校の場合に、県立もそうなんですけれども、全県単位で異動をやっ

ております。

○福田委員 一部ある特定の地域で何年か固定するというのを以前聞いたことがあるんですが、そういうことは今は行われていないんですね、教育事務所単位とか。

○堀野教職員課長 公平公正な人事異動ということで、一定の基準を設けて人事異動をやっております。その場合に、広域異動の基準としまして、教育事務所内に5年、15年という基準があるんですけれども、1学校5年、教育事務所で通算して15年、3カ所回る形になるんですけれども、その間は教育事務所の管内異動にしています。それを過ぎた場合に管外異動という形をとっております。また、それ以外に僻地異動というのがありますので、そういったものはまた別に出てまいります。以上です。

○福田委員 それがいわゆるブロック制の人事異動だということだと思えるんですね、このニュースから見ると。それが弊害を生んで、今回は完全な全県を対象とした一元管理の人事異動に変更する旨の記事でした。本県の場合は、それが確実に行われているかどうかということを確認したかったんですが、じゃ今は行われていないわけですね。どうですか。完全な全県一元とした人事異動、そういういろんな制約を設けずに。

○堀野教職員課長 その15年という形が制約ということであれば、やっていないという形になるんですけれども、例えば宮崎教育事務所から東臼杵教育事務所、さらには宮崎教育事務所から西臼杵といった形で、そういった広域的な異動は現実的にはやっております。

○福田委員 今の説明を聞きますと、恐らく本県もブロック制の異動の変形だと考えました。その辺から、5年とか15年というその内規、そ



れはどこと相談をして決められているんですか。教育委員会独自の考えですか。

○堀野教職員課長 教育委員会内部で異動方針というのをつくりまします。毎年度これをつくるんですけれども、それはどここに相談ということじゃなくて、教育委員会で作成します。

○福田委員 ある県の事例によると、それを教職員組合と相談をしてやられていると、そこに大きな弊害があったという記事が出ておりましたから、まさか本県においてはそういうことはあり得ないと考えておりますが、その辺は私は本当の意味での人事異動、県の職員の1万8,000人のうちの1万人は、萩原委員の表現をかりますと、先生と教職の事務職員ですから、これは一番大きな人事異動の組織になるんです。この辺がどうされているのかなということで大変心配になりましたからお聞きいたしました。ぜひいろんな弊害が伴わない全県一元管理の人事異動体制が早急にできるように期待したいと思います。

それから、校長先生の数は小中高全体で何名ですか。高校まではいいでしょうけど。

○堀野教職員課長 ことしの4月1日現在の数字ですけれども、小学校の校長が259名、中学校が137名でよろしいでしょうか。

○福田委員 校長先生の人事を直接されるのはどなたでしょうか。

○堀野教職員課長 教育委員会全体で、教育事務所もありますので、その中で分担しながらやっております。以上です。

○福田委員 私は同級生に教育の関係者がおまして、他の都道府県ですよ、聞いたんですよ。やはり校長先生の人事ほど大事なことはない。会社で言えば、民間のカンパニーですよ、株式会社で言えば、いわゆる経営を左右するだけの

学校経営、学校の運営ですね。それだけの大きな影響力を持つと。今回、副校長とかできましたけど。その人事は、やはり教育委員会の特定の部署に集中して管理してやらん限り、なかなか難しいなということをお聞きしたんですが、本県はそれはやられていませんね。

○堀野教職員課長 一元的といいますか、教職員の人事に関することについては、教職員課のほうで一元的にやっておりますので、その中で教育事務所等とも協議しながらやっております。

○福田委員 私は本県人事、校長の人事がどうだということを行っているんじゃないんですよ。やはりトップを任命するに当たっては、それほど神経を使っているということをお隣の事例から知ることができました。ある特定の教育委員会の人事課長とか人事部長とか、そういう人が一元的に校長をしっかりと精査して配置していくと、そういうシステムもでき上がっておるようでありますから、本県は今のところ順調にしていると私は見ているんです。隣県の太田でそのような事件が起きたと。その内容は、すべて教育委員会、教育関係者内部のなれ合い。私も、最初は議会あたりが太田関与しているんじゃないかなということで心配していましたが、なかったですね。全部内部関係者のなれ合いで内容でありますから。しかも、この前あった大きな事件の処分を決定する前に、組合と事前に相談をしてやったなんてことが報道されていましたが、こういうことは私は言語道断だと。幸い本県におきましては、教育委員会に知事部局からもたくさん入れられて人事の交流がされていますから、そういう面ではかなり内容的に充実しておるかなと考えておりますが、教育長、その辺はいかがでしょうかね。

○**渡辺教育長** 人事というのは非常に難しく、今、福田委員がおっしゃいましたように、校長の適任者については、それぞれ教育事務所あるいは市町村の教育委員会、こういった意見、それからまた、教育委員会内部で専属に教職員課という人事専門の組織も持っておりますので、これは長年にわたる経過、それから学校での実績等、これらをしっかり歴年チェックしながら、その積み上げをもとにして、また個人の適性等も考えて十分配置していると思っています。そういう中で、今、大分県のお話がありましたけれども、県教育委員会として、そのような不正を疑われるような校長等の登用というのは、一切私はやっていないと思っています。

○**福田委員** 適正な人事が行われているようがありますから、今後とも、本県の教育の発展のために、立派な人事を、校長以下、先生方、お願いしたいと思います。以上です。

○**押川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 19 分休憩

---

午後 2 時 26 分再開

○**押川委員長** それでは、委員会を再開をいたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終わった後をお願いをいたします。

○**日高企業局長** それでは、説明をさせていただきます。

本日は、私ども企業局関係では、提出議案が 1 件、その他報告事項が 1 件ございます。

お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料をお開きいただきたいと思います。

目次をお開きいただきたいと思います。まず、I の議案関係でございますが、議案第 29 号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。これは、6 月の当委員会におきまして、募集方針を御説明させていただきましたが、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における第 2 期の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、指定管理者としての指定を行うものでございます。

それから、II のその他報告事項でございますが、「平成 20 年度各事業の事業実績について」でございますが、これは本年 11 月末日までの状況を御説明させていただきたいと思っております。ことは台風などによる災害もなく、比較的雨量等にも恵まれまして、電気事業を初め工業用水道事業、地域振興事業の 3 事業とも目標を達成し、ほぼ順調に推移いたしておるところでございます。

この議案及び報告事項の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○**岡田総務課長** それでは、説明に入らせていただきます。

委員会資料の 1 ページをごらんください。

提出議案書関係の議案第 29 号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

まず、1 の指定管理者候補者ですが、候補者は財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター、理事長は溝口晃氏であり、現在の指定管理者であ

ります。

2の指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であり、今回、期間を3年間から5年間としたところであります。

次に、3の指定管理者候補者の選定についてであります。

(1) 公募の状況ですが、平成20年7月1日から8月29日まで募集し、7月31日に現地説明会を実施しましたところ、2団体が参加しましたが、最終的に応募があったのは1団体でありました。

また、(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、①選定方法の表に記載してありますとおり、1次審査で資格審査を行い、2次審査で②に掲げる5名で構成する指定管理者候補者選定委員会がヒアリングなどを行い、審査を行ったところであります。

2ページをお開きください。

③の選定基準・審査項目・配点であります。選定基準欄にあります①の住民の平等な利用の確保、それから②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画などについて審査を行い、配点欄にありますとおり、合計で1人100点の持ち点で採点していただきました。

次に、(3)の審査結果ですが、①の採点結果は、500点満点で410点であり、最低基準点である100分の60をクリアしておりました。

このため、②の選定理由にありますように、申請が1者のみでありまして、審査の結果、選定委員会委員の採点合計が総配点の100分の60以上を満たしたこと、それから事業計画が具体的で実現性が高く、その計画を確実に実施する管理運営能力を有していることから、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターを指定管理者候補者としたところであります。

最後に、4の納付金の額等であります。

(1)の利用料金方式により指定管理者が企業局に支払う納付金額は、年額2,300万円で、指定期間5年間の総額は1億1,500万円となっております。

それから、(2)県民サービスの内容につきましては、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの指定申請書の事業計画書によりますと、第1・第3・第5土曜日に特別割引料金の設定、またポイントサービスの実施、主催コンペの実施などが提案されております。

資料にはございませんが、この議案について議決をいただきましたら、平成21年4月1日付で財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターと協定を締結いたしまして、5年間の管理運営をスタートさせることとなります。

指定管理者の指定については以上であります。

続きまして、資料の3ページをごらんください。

IIのその他報告事項は、「平成20年度各事業の事業実績について」であります。

まず、1の電気事業であります。

表の左側の供給電力量であります。11月までの実績につきましては、合計の欄をごらんください。目標の4億1,912万6,000キロワットアワーに対し、実績は4億2,173万2,000キロワットアワーとなり、達成率は100.6%となっております。これは、4月や7月は雨量が少なかったものの、6月、9月などが平年を上回る雨量に恵まれたこと、また、効率的に発電に利用できる雨の降り方だったことによるものであります。

次に、表の右側の料金収入であります。一番下の合計の欄をごらんください。目標の31億7,702万1,000円に対し、実績は32億2,908万2,000円となり、達成率は101.6%となっております。

ります。

なお、参考といたしまして、過去3年間における年間実績について記載しておりますので、後ほどごらんください。

資料の4ページをお開きください。

2の工業用水道事業についてであります。

表の左側の給水量でありますが、11月までの実績につきましては、合計の欄であります。目標の1,176万4,399立方メートルに対し、実績は1,223万7,240立方メートルとなり、達成率は104.0%となっております。これは大口ユーザー2社が常時使用水量をふやしたことなどによるものであります。

次に、右側の料金収入の一番下の合計の欄でございますが、目標の2億1,655万2,000円に対し、実績は2億1,952万6,000円となり、達成率は101.4%となっております。

資料の5ページをごらんください。

最後に、3の地域振興事業についてであります。

表の左側の利用者数であります。11月までの実績につきましては、一番下の合計の欄でございますが、目標の2万4,025人に対し、実績は2万4,899人となり、達成率は103.6%となりました。これは、4月、それから7月などが好天に恵まれたことによるものであります。特に7月は、過去5年間で最も利用者数が多くなっております。

次に、右側の納付金収入であります。指定管理者からの納付金として、毎月定額の189万円を計上し、3月分の納付金で精算することとしております。

私からの説明は以上でございます。

**○押川委員長** ありがとうございます。ただいま執行部の説明が終了いたしました。議案の

ほうから御質問のある方はよろしくお願いたします。

**○井本委員** 1者だけということでしたけれども、説明会も1者だったんですかね。

**○本田経営企画監** 7月31日の説明会は2者でございます。もう1者のほうは、県外に本社があります。レストラン経営を主業務とします。会社が参加しておりました。

**○井本委員** わかりました。

**○函師委員** それに関連してですが、1次審査で資格審査を実施されておりますが、どのような資格を条件とされたのでしょうか。

**○岡田総務課長** 応募者募集要領にあります申請資格というのがまずございます。例えば個人かどうかとか、滞納はしていないかどうか、あるいは破産とか、例えば資格停止を受けていないかどうか、応募資格要領に10項目ほど資格要件がございます。まずそれを重点的にやらせていただきました。また、関係先にも照会をさせていただき、この団体は問題はないという回答を得ております。そのほかは、こういう形上の、それ以上の審査をさせていただきました。以上でございます。

**○函師委員** 県外の現地説明会に来られた団体は、その資格要件を満たしていないから正式申請に至らなかったのか、それとも別の理由があったのか、いかがでしょう。

**○本田経営企画監** 応募された方を資格審査したわけなんですけれども、応募されなかった原因は、ちょうど応募が8月29日までだったんですけれども、当日のその日に今回は応募しないという電話がありまして、なぜ応募しなかったかという理由ははっきりわかりませんが、ここは先ほど言いましたようにレストランが中心でございます。現地なんかを見られまして、河

川敷であること、ゴルフ場のノウハウがないこと、我々の想像ではそういうことが原因ではないかなと思っております。

○押川委員長 ほかにはございませんか。その他報告事項も含めて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時38分休憩

---

午後 2 時41分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、明日になりますが、12日の13時10分ということで決定をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。御苦勞さまでございました。

午後 2 時41分散会

平成20年12月12日（金曜日）

---

午後1時12分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	松村	悟郎
委員		福田	作弥
委員		井本	英雄
委員		萩原	耕三
委員		太田	清海
委員		冨師	博規
委員		田口	雄二
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	吉田	拓郎

---

○押川委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括で採決を行います。

議案第1号、第29号、第30号、第31号及び第37号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会中の常任委員会についてであ

りますが、休会中になりますが、1月28日水曜日を予定しております。閉会中の委員会につきまして御協議をお願いいたしますが、テーマ等について御意見等があればお聞かせください。何か皆さん方のほうで。

○川添委員 前ちょっとお話が出ました例の取り調べの可視化の問題ですね。これは今、全国的にいろいろ各県警で動きがあつて、試行がもう始まっていると、いろんな監督制度とか。宮崎県警もいろいろと今取り組んでいるところというふうにちょっと聞いておりますので、そこ辺の今後の可視化への取り組みの状況、是か非かという問題も含めて。それで、これはまた、警察の説明だけを聞いてもちょっと一方的なところもありますので、できれば午前・午後分けて、弁護士会ですか、20人ぐらいのチームが弁護士であるらしいですよ、声かければ多分すぐ飛んでくると思いますが、両方30分か小一時間程度、皆さんがよろしければ。

○井本委員 今のように、佐藤<sup>まさる</sup>優さんの「国家の罌」なんか見ても、本当に国家権力が恣意的に捕まえて、そして我々とか政府も誘導したりもなんかしてるみたいですから、彼が言うんですよ。そういうところに対する規制をびしっとやらないかと。本当に国家権力の中で警察権力だけのチェック機能というのは非常に弱いんですよ。我々はいろいろとチェックされるけど、警察に関してはチェックするところを、我々ぐらいしかいないわけですから、びしっとせないかんのじゃないかなと私は思います。

○福田委員 いい勉強じゃないですか、両方を呼んで。

○押川委員長 それでは、御意見が警察の可視化の勉強会ということも出ておりますが、執行部においては、2月議会の前で資料等の説明も

あるかもしれませんがけれども、十分そこあたりは相談をさせていただいて、この勉強会も入れる方向の中で正副委員長にお任せいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩いたします。

午後 1 時 15 分休憩

---

午後 1 時 16 分再開

○押川委員長 再開をいたします。

先ほど、議案については可決をしていただいたところではありますが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それから、委員長報告についてお諮りいたしますけれども、皆さん方の中で御意見があれば、この部分を委員長報告に入れてほしいということがあれば、御意見をいただきたいと思います。

○太田委員 職員の給与条例の関係なんですけど、新たな職が入るということで、5 年間は段階的に入れていきますということでありまして、入れていく段階での検証といいますか、もちろん行政ですから、せないかんとは思いますが、ひとついろいろな関係団体と、意見も聞きながらきちんとしてくださいというのを何か入れてもらおうと。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 評価システムの件も、もうちょっと評価にしてもみんなが納得できるような形にせないかんのじゃないかと思えます。

○押川委員長 評価システムの件であります。

ほかにございませんでしょうか。

○福田委員 盛り込むというのの主体は、この委員会の発言が中心になるわけですから、どういうふうに整理するかというのは、ある程度素案を見せてもらわんと、終わってから整本をし

て持ってきてやるでしょう。以前はそうしなかったんですよ。

○押川委員長 休憩します。

午後 1 時 17 分休憩

---

午後 1 時 19 分再開

○押川委員長 再開をいたします。

この委員会で発言していただいた意見は、もちろん十分委員長報告の中には入れますけれども、今、御意見が出ているように、皆さん方の御意見がさらに反映される形の中で、早目に委員長報告ができた段階の中でお目通しをしていただくというような方向でいかせていただきたいと思います。

残りにつきましては、正副委員長のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午後 1 時 20 分休憩

---

午後 1 時 20 分再開

○押川委員長 それでは再開をいたします。

皆さん方のほうで何か御意見はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、閉会中の継続審査についてであります。次に閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時21分休憩

---

午後 1 時24分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

以上で委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 1 時24分閉会